

# 官報

号外  
平成二十九年三月八日

## ○第九十三回 参議院會議録第七号

平成二十九年三月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十九年三月八日

午前十時 本会議

第一 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(山本順三君外十名発議)(委員会審査省略要求)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、所得税法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(山本順三君外十名発議)(委員会審査省略要求)

本決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成二十九年三月八日 参議院會議録第七号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。山本順三君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔山本順三君登壇、拍手〕

○山本順三君 たいだいま議題となりました自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党、日本維新の会、希望の会(自由・社民)及び無所属クラブの各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

去る三月六日、北朝鮮は四発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、そのうち三発は日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下した。これは、昨年十一月に国連安全保障理事会で採択された安保理決議二二二二号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反することにも、六者会合共同声明の趣旨にも反するものであり、断固として抗議する。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。

北朝鮮は、昨年、核実験を二度にわたり実施し、また、長距離弾道ミサイルや潜水艦から発射したものを含め、二十発を超える弾道ミサイルの発射を実施した。さらに、今年に入り、日米首脳会談直後の二月十二日の発射に続き、今般も四発の弾道ミサイルを発射するなど、こうした核実験及び度重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであるとともに、我が国及び地域、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行動であり、強く非難する。

本院は、北朝鮮に対し、核及び弾道ミサイル計画を放棄し、更なる挑発行動を行わないよう強く求める。また、関連する安保理決議を即時かつ完全に履行することを改めて要求する。さらに、国際社会に対して、安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求める。国際社会は、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

そして政府は、我が国が安保理非常任理事国であることを踏まえ、安保理決議の確実な履行を強く働きかけるべきである。加えて、日米韓の情報共有を含む連携を強化し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。併せて、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に挑発行動の自制を強く求めるべきである。同時に、我が国独自の制裁の徹底及び強化を図るべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図る

べく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。  
右決議する。  
以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四

賛成 二百三十四

反対 〇

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) たいだいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。内閣総理大臣安倍晋三君。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣安倍晋三君 たいだいまの御決議への所信を申し述べます。

三月六日、北朝鮮は四発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、うち三発を我が国の排他的経済水域内に着弾させました。これは、北朝鮮が新たな段階の脅威であることを明確に示すものです。重

大な挑発行為であり、断じて容認できません。安保理決議や日朝平壤宣言に明白に違反し、六者会合共同声明の趣旨に反するものです。さらに、航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて問題です。北朝鮮に対し、厳重に抗議し、この暴挙を最も強い表現で非難します。

昨日行った日米首脳電話会談においては、トランプ大統領から、米国は一〇〇％日本と共にあるとの発言があり、日米、日米韓で、国連の場を含めて緊密に連携していくことを確認しました。

拉致、核、ミサイルの諸問題を解決しない限り、世界からますます孤立し、明るい未来を描くことはできない、北朝鮮にこのことを理解させなければなりません。

我が国は、引き続き、米、韓、中、ロシア等と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、更なる挑発行動を自制し、安保理決議を即時かつ完全に履行し、核・弾道ミサイル計画を放棄するよう強く求めてまいります。安保理非常任理事国として、国際社会に対し、決議の履行を強く働きかけるとともに、我が国独自の措置を徹底し、毅然かつ断固として対応してまいります。北朝鮮の脅威に対処するため、日米、日米韓の連携を主導し、安保協力での取組を更に前進させてまいります。

北朝鮮は、これまで、新型ミサイルの発射を示唆していますが、我が国としても重大な関心を保持しており、引き続き高度な警戒監視態勢を維持し、万全の態勢を取ってまいります。国民に適切な情報提供を行い、我が国の平和と安全の確保、国民の安全、安心の確保に万全を期してまいります。

拉致問題は、安倍政権の最重要課題です。被害

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案

者の方々や御家族の皆様が抱き合う日が訪れるまで私の使命は終わりません。対話と圧力、行動対行動の原則の下、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしてまいります。

ただいまの御決議の趣旨を体し、核、ミサイル、そして、引き続き最重要課題である拉致問題に関し、北朝鮮が問題の解決に向け具体的行動を取るよう強く求めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) この際、日程に追加して、所得税法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。財務大臣麻生太郎君。

(財務大臣麻生太郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、日本経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、経済の好循環の促進、酒類間の税負担の公平性の回復、国際的な租税回避への効果的な対応などの観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであります。

以下、その大要を御説明申し上げます。  
第一に、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うことといたしております。

第二に、経済の好循環を促す観点から、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し、中小企業

議事日程追加の件 所得税法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

向け設備投資促進税制の拡充等を行うことといたしております。

第三に、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、酒類の税率構造及び酒類の定義の見直しを行うことといたしております。

第四に、より効果的に国際的な租税回避に対応するという観点から、外国子会社合算税制の見直しを行うことといたしております。

このほか、災害に関する特例の整備を行うことにも、土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うことといたしております。

以上、所得税法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大家敏志君。

(大家敏志君登壇、拍手)  
○大家敏志君 自由民主党の大家敏志です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

安倍内閣は結果を出す内閣です。外交で、経済で、大きな成果を出し続けています。今こそ、これまでのアベノミクスの成果を更に一層全国津々浦々に至るまで、そして未来に至るまで推し進める施策が求められています。

税は国家なりと申しますように、税制が変わることで、人々の生き方、社会の在り方にも大きな影響が生じます。人々の生活に直結した税法、何がどう変わるのか、国民の皆様にしつかりと説明

をする責任があります。

まず、円滑な事業承継のための税制改正について伺います。

先日、地元経営者の方から、自分の子供が事業を継いでくれる気になったのに、事業承継が円滑にできず工場を畳まざるを得なくなったという残念な話をお聞きしました。経営者が子供に事業を引き継ごうと思うとき不安材料になるのは贈与税や相続税ですが、地域雇用の中核を担う中小企業が、これらの税のために泣く泣く事業を整理しなければならぬといったことはあつてはなりません。

このため、平成二十一年度には、贈与税や相続税の納税を猶予する事業承継税制が設けられました。今回の改正では、より安心して制度が利用できるよう、災害などやむを得ない理由で要件を満たせなくなった場合でも引き続き納税猶予を受け続けられるようにすること、また、より早期の計画的な事業承継を促進するため、要件を満たせなくなった場合の税負担の軽減を図ることとしていきます。こうした取組によって、地域の特色ある中小企業がバトンリレーのようにその技術や雇用を未来へつないでいける環境をつくっていくことが重要です。

税制のみならず金融措置も含めて、親世代から子世代への円滑な事業承継を政府として全力で支えていくという決意を安倍総理にお伺いします。

次に、我が国の未来を支える研究開発について伺います。

い合っており、この国のシステムが国際基準となるかにより今後の自動車産業の勢力図が塗り替わるとも言われています。これらの最先端技術は日米欧以外の新興の自動車産国との差別化にも大いに寄与するものでありますから、絶対に負けられない研究開発分野の一つであります。この自動運転技術の例だけでなく、製造業からビッグデータを活用したサービス業にもこの革命は広がっておりつつあり、まさに第四次産業革命という新しい時代の幕開けと言えるでしょう。

明治の日本が文明開化を経て工業国になったときも、高度成長期に大きく発展したときも、我が国経済の競争力の源となつたのは、高い技術力とそれを追求する研究開発でありました。この革命は、我が国が飛躍を遂げるきつかけとなるものでもあります。

第四次産業革命の後押しのためにどのような施策を税制面で講ずるおつもりか、物づくりに思い入れの深い麻生財務大臣にお伺いいたします。

我が国の経済成長を確実にするためには、持続可能な財政が不可欠であります。そこで、税収確保のための給与支給額の拡大策についてお伺いたします。

米国で誕生したトランプ大統領は、インフラへの投資と大型減税を打ち出し、株式市場を中心に経済は活況を呈していますが、一方、英国のEU離脱、新興経済国の景気減速の懸念などから、世界経済の先行きは決して楽観できないとも言われています。

こうした中で持続可能な財政を実現するためには、我が国経済の足腰を鍛え、内需拡大を通じて税収増を実現していくことが重要であります。それには、何といつても国内総生産の六割を占め

る個人消費を伸ばすための所得拡大施策が欠かせません。先日始まったプレミアムフライデーの導入など多角的な消費促進策も必要ですが、やはり個人所得、給与を伸ばし、国民が成長を実感すること、これが最も重要であります。

政権交代以降、安倍政権は一貫して所得水準の向上が重要であると主張してきました。このため、政労使会議を開催して、賃上げの重要性について認識を共有しつつ、最低賃金の引上げ、賃上げを行う企業への税制支援などに取り組んでまいりました。結果、今世紀に入つて最も高い水準の賃上げが三年連続で実現していますが、国民全体の実感としては道半ばであります。

そこでお尋ねいたします。政府は、今後どのように一層の所得、給与の拡大を進めていくのか、また、その際に給与の引上げが中小企業の健全な成長の支障とならないよう、どのようにバランスを取っていくおつもりか、安倍総理にお伺いします。

次に、地方創生に資する税制についてお伺いたします。

これまで、企業の地方移転や地方拠点の拡充を支援するため、自治体の計画に沿つて建物取得した企業や雇用を増加させた企業に対する税制上の支援措置が講じられてきました。しかし、これまでの政府や自治体の努力にもかかわらず、東京一極集中には歯止めが掛かっておらず、東京圏への転入超過は毎年十万人を超え、企業の本店移転状況を見ても、東京圏への転入超過が進んでいるとの調査結果があります。

そこで、今回の改正では、これまでの支援措置を更に強化するため、地方において無期、フルタイムの新規雇用を行った企業に対する税額控除の

上乗せが行われます。地方の発展をより一層進める税制改正になると思います。

これまでの成果を踏まえ、地方拠点強化税制による今後の見直し、総理の地方創生への決意をお伺いします。

最後に、配偶者控除等の見直しについてお伺いします。

安倍内閣は、女性活躍、働き方改革を最重要課題の一つに掲げています。現在、共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、多くの女性が働き、家計を支えています。

こうしたパート労働の方を始め働く方々の意欲をそぐものとして、税制では所得税、企業では家族手当や扶養手当、そして社会保障においては社会保険料の制度、三つの課題が挙げられます。例えば、月十万円以上のパート労働者が、本当はもっと働きたいのに十月以降は働きを控えてしまう、それによつて雇用する側の労働力も不足するという、いわゆる百三万円の壁があります。

しかし、本法案の配偶者控除と配偶者特別控除の見直しによつて、この三つの課題のうち所得税の部分は解消が見込まれます。配偶者控除の適用範囲が引き上がることにより、働く側の意欲は増し、また雇用する側の企業にとつても労働力不足の解消が期待されます。

ただ、これと完全とは言えません。企業では、所得の少ない配偶者に対し、月に数万円程度の家族手当や扶養手当を支給する場合があります。この判断にも百三万円の基準が使われています。また、社会保険料においては、百三十万円で支払の義務が生じ、これが次の壁となり得ます。

今回の配偶者控除等の見直しは、就業調整をしなくなる環境づくりに向けた大きな一歩になるこ

とは間違いありませんが、今後は、税制だけではなく、家族手当の仕組みや社会保険料の制度も併せて、一体的かつ総合的に改革を進めていく必要があります。

安倍総理のお考えをお伺いし、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大家敏志議員にお答えをいたします。

円滑な事業承継に向けた取組についてお尋ねがありました。

これから数年のうちに多くの中小企業が世代交代の時期を迎えます。企業価値を高めるほど相続税が重くなり、やる気がそがれるといった経営者の声も上がっています。中小企業の事業承継の円滑化は待ったなしの課題であります。

こうした相続税の負担については、事業承継税制を措置しています。御指摘のとおり、来年度の税制改正において、災害や主要取引先の倒産があつた場合でも適用を継続できるよう、また小規模事業者であつても使いやすいよう、雇用維持の要件を緩和します。

後を継ぐに当たつて個人保証が求められることが後継者不足を悪化させます。経営者保証ガイドラインを融資慣行として定着させ、金融機関が取引先企業の事業内容や成長可能性を適切に評価し、経営者の個人保証によらない融資等を行うことを促します。

事業引継ぎ支援センターにおいては、後継者不足に悩む中小企業や譲受けを希望する事業者とのマッチング支援を行つてまいります。今後とも、あらゆる施策を総動員して中小企業の事業承継の円滑化に向け、全力で取り組んでまいります。

今後の所得、給与の引上げについてお尋ねがありました。

アベノミクスにより、政権交代後、極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出す中で、賃上げは中小企業を含め、今世紀に入つても高い水準の賃上げが三年連続で実現、長らく言葉すら忘れられていたベースアップも三年連続で実現し、税や社会保障負担等を差し引いた家計の可処分所得は二年連続で増加するなど、全国津々浦々で確実に経済の好循環が生まれています。

この流れをより確かなものとするため、今年の賃上げに向けて、少なくとも昨年並みの水準の賃上げ、特に、四年連続のベアの実施、期待物価上昇率も勘案した賃上げの議論、下請等中小企業の取引条件の改善を産業界に対してお願いをしていくところであります。

経団連が今年の春季労使交渉に向けた基本スタンスを取りまとめた経労委報告はこれを受けたものとなっております。今年の春季労使交渉においても前向きな成果が出ることを期待しています。

政府としても、賃上げの流れを後押しすべく、最低賃金については四年間連続で引き上げ、合計七十四円の大規模な引き上げを行いました。今後、年率三％程度を目途に引き上げ、全国加重平均で千円を目指すこととしています。

措置を総合的に講じてまいります。

地方拠点の強化税制及び地方創生に向けた決意についてお尋ねがありました。

地方において急速に進みつつある人口減少に歯止めを掛けるためには、地方に安定した良質な雇用を確保しなければなりません。地方拠点強化税制については、平成二十七年導入して以来、百件を超える事業者の計画が認定され、約七千人の雇用創出が図られています。

例えば、ある大手製造企業は、東京都内の本社機能の一部を富山県に移転させ、研究開発部門を集約して四百人規模の拠点を設けています。このように、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の拡充に向けた具体的な取組が動き始めています。

さらに、御指摘のとおり、来年度税制改正には、地方における無期かつフルタイムの新規雇用に対し年間最大九十万円を税額控除額とするなど、更なる拡充を盛り込みました。

もちろん、税制だけではありません。自由度の高い地方創生推進交付金による財政面の支援、地域経済分析システムによつて官民のビッグデータを分析し、自治体のどのような取組が高い効果を生むかを見極める情報面での支援、地方の活性化に情熱と知見を有する国家公務員等を市町村に派遣し、また地方創生の様々な担い手を育成するなどの人材面の支援など、東京一極集中の是正に向けてあらゆる施策を組み合わせ、若者を引き付ける個性豊かな地方をつくり上げる挑戦を支援してまいります。

就業調整を意識しなくて済む仕組みについてお尋ねがありました。

就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではありません。御指

摘のように、就業調整の一因となっている企業の配偶者手当や社会保険制度についても取組を進めていく必要があります。企業の配偶者手当については、経団連は、その再点検や見直しの検討を企業に促しており、一月の経済財政諮問会議では、私からも企業の配偶者手当の見直しなどの取組をお願いいたしました。

社会保険制度については、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、将来受け取る年金を充実させていくため、昨年成立した年金改革法により、中小企業で働く短時間労働者にも被用者保険の適用拡大の道を開きました。今後とも、このような取組を進めていくことにより、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりに努めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 大家議員からは研究開発税制について一問お尋ねがあつております。

御指摘のとおり、IoT、ビッグデータ、人工知能、AIなどを活用いたしました第四次産業革命は新たな成長力の礎となり得るものでありまして、政府としてもしっかりと後押しをしてまいります。そのため、今般の税制改正において、研究開発税制については、第四次産業革命型のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用も新たに本税制の対象に追加するとともに、試験研究費の増

加率に応じた税額控除率とすることで研究開発投資の増加インセンティブを強化するなどの見直しを行うこととしております。

る新たなビジネス開発を含めまして、企業による研究開発が一層活性化していくものと期待をいたしております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 古賀之士君。

〔古賀之士君登壇、拍手〕

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士です。

私は、会派を代表いたしましたして、所得税法等の一部を改正する等の法律案について質問をいたします。

冒頭、先ほどの参議院で抗議の決議が行われました。北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域に落下した事案についてお尋ねいたします。

本参議院においては、昨年二月九日にも抗議の決議を行いました。それを無視する四発はほぼ同時発射という、まさに暴挙と断ぜざるを得ません。今後、我が国としてどのように対応すべきか、特に拉致問題解決の意思とともに総理に伺いをいたします。

この所得税法改正案は、言うまでもなく税を定める法律です。税の在り方は国民の生活に大きく影響を与えます。特に負担の追加をお願いされる国民にとつては、税の議論は必ずしも心地の良いものではありません。それでも、政治を信頼することができれば、多くの国民が国の未来のために受け入れてくれると考えます。

ところが、残念なことが起きております。ある小学校では、総理の名を冠して寄附金を募り、総理夫人が名誉校長を務めていました。その学校に国有地が格安で払い下げられました。豊中市に売却されたすぐ隣の国有地の実におよそ十分の一の

価格です。地下にこみがあるからという理由ですが、見積りは外部の業者ではなく、今までやったことのない国交省が行いました。そして、経緯を示した公的文書は既に廃棄されています。官庁に便宜を図るよう学校理事長が自民党の国会議員に働きかけていたことが明らかになりましたが、事実関係を調べようとしていません。

当時、国有財産を管轄していた財務省理財局長は、現在、税務行政をつかさどる国税庁長官です。言わば、歳入のプロ中のプロです。しかし、この問題について説明責任を果たすお考えはないようです。

森友学園をめぐる疑惑は、単に一学校法人の問題ではありません。国の貴重な財産の処分がずさんに行われている。その上、国会での調査要求に対し真摯に応じているとはとても言えません。

総理、この所得税法改正案の参議院での議論の前に、強いリーダーシップを発揮され、財務省及び国土交通省の担当部局に対して、政治家から働きかけを受けたことがあるかについて、総理大臣として徹底的な調査を行うお考えをお持ちかお尋ねをいたします。また、本件が国有財産法などの法令、告示、訓令及び通達などに違反していないか、財務大臣に確認をいたします。

売買交渉記録が廃棄されたなど、公文書管理がいかにずさんであったかも白日にさらされました。この問題については、南スーダンのPKOの活動を記録した日報が僅か三か月で廃棄され、自衛隊の安全に関する情報が隠蔽されていた事実もあります。

そこで、公文書管理を担当する山本大臣にお尋ねをいたします。

公文書管理法によりますと、「行政が適正かつ

平成二十九年三月八日 参議院会議録第七号

効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」とされており、その公文書管理法の目的を鑑み、今回の財務省の行動は適切とお考えでしょうか。また、目的がより徹底されるよう法令など見直すお考えはないのでしょうか。

さて、昨年六月二日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇一六において、税制の構造改革として、税体系全般にわたるオーバーホールを進めるとされました。

今後、我が国はどのような経済社会を目指すべきであり、そのために必要な税体系のオーバーホールとは一体どのようなものとお考えなのでしょうか。その中における本法案の位置付けも含めてお答えを願います。

基本方針二〇一六を受けて、政府税制調査会では、経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告など、様々な検討が行われてきました。しかし、いざ法案、出てきたものを見れば、項目として税体系全般の改革とは程遠く、その内容も中途半端で、まさに羊頭狗肉と言わざるを得ません。

まず、個人所得課税改革、その中でも大きな論点である配偶者控除及び配偶者特別控除の問題についてお尋ねいたします。

政府は、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する一環、とうたっています。その効果があるように思えません。今回の配偶者特別控除の百五十万円への拡大によって、どれくらいの納税者に影響が及ぶのでしょうか。また、どれくらいの配偶者がどの程度就労時間を増やすのでしょうか

所得税法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

か。対象となる人数や増加する時間数など具体的な御答弁を財務大臣よりお願いをいたします。

配偶者控除及び配偶者特別控除の問題については、納税者とその配偶者との関係を整理することにも必要です。そもそも、現行の配偶者控除については、納税者の控除と配偶者自身の控除の両方が存在するといういわゆる二重の控除の問題も指摘されています。さらに、現在は法律婚の配偶者を要件としています。これを事実婚などへ拡大するという考え方もあります。これらの点につき、財務大臣のお考えをお示しください。

ほかにも検討すべき課題が残っております。配偶者控除及び配偶者特別控除を別の控除方式に変えることができないかどうかです。

政府税制調査会の経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告では、移転的基礎控除を税額控除方式で導入する案や、配偶者控除に代えて夫婦世帯を対象とした新たな控除を設ける案を検討した上、両案について様々な課題が記されています。

まず、前者について、配偶者の所得を適時、正確に把握して納税者本人に課税を行うことが実務上困難であると指摘されていますが、マイナンバーの本格的稼働によってもなお困難と判断されているのか、財務大臣のお考えをお聞きいたします。

また、後者について、規模拡大に伴う財源の確保のための課題が指摘されています。この点については、与党がまとめた税制大綱でも、夫婦控除は非常に多額の財源を必要とする指摘されました。しかし、いずれも抽象的表現であり、検討の結果としては不十分です。政府として夫婦控除の導入に伴う財源の試算は行われたのでしょうか

財務大臣にお尋ねをいたします。あわせて、税制大綱では、世帯単位の所得把握が難しいとしてもいますが、これもマイナンバーの活用でもなお困難とお考えになるのか、お聞かせ願います。

金融所得課税、特に今回の積立NISAの創設についてもお伺いをいたします。

初年度、五年後及び十年後における利用人数と市場規模はどの程度と試算していらっしゃるのでしょうか。また、既存NISA及び個人型確定拠出年金、いわゆるiDeCoとのすみ分けについてどうお考えなのでしょうか。いずれも金融担当大臣よりお答えをください。特に、既存のNISAについては、非課税期間及び制度自体の恒久化又は延長を望む声がありますが、この点に留意して御答弁願います。

なお、経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告では、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築という項目がありますが、自助努力の支援の本来の目的は、公的社会保障制度の責任を放棄することにあるとの懸念があります。この点について、総理大臣より御回答をお願いいたします。

次に、デフレ脱却、経済再生措置に向けた税制措置についてお伺いをいたします。

総理は、今年の年頭記者会見を含め、度々デフレ脱却の決意を述べられています。しかし、デフレではないがデフレから脱却していかないという禅問答のような表現をされているのもまた事実です。では、デフレ脱却を宣言できるのはいつをめどとされているのか、総理大臣にお聞きいたします。

デフレから脱却するに当たっては、総理もおっしゃるとおり、賃上げが重要かつ必要です。本法

案では、賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直しも含まれております。この見直しによりどれくらい賃上げが実現すると見込まれているのでしょうか、財務大臣よりお答えください。

個人のみならず企業、特に中小企業の状況を改善していくことも求められます。地域経済を牽引する企業向けの設備投資促進税制の創設及び中小企業向け設備投資促進税制の拡充について、対象となる企業の数はどの程度で経済効果はどれくらいと見込んでいらっしゃるのか、財務大臣にお尋ねをいたします。

麻生財務大臣の総理大臣時代に道路特定財源は一般財源化されました。自動車関係諸税については受益と負担の関係はなくなつたはずですが、本税制によるエコカー減税の縮小ではなく、自動車取得税の廃止、自動車重量税の当分の間税率の廃止を含む自動車関係諸税の抜本的改革を可能な限り早期に行うべきと考えますが、財務大臣の御所見を伺います。

税を徴収する現場の状況についてお尋ねをいたします。

あらゆる税の徴収は法律の制定のみでは不十分であり、最終的には優秀な人材によつて確保されるものです。しかし、現状には大きな不安を抱えております。所得税や法人税の申告件数は、趨勢としては増加傾向にあります。また、国際課税をめぐるとの状況について言えば、海外現地法人企業数は十年間でおよそ一・六倍に増加、国外送金等調書提出枚数に至つては二倍以上になっています。さらに、今後は、消費税率の引上げや国際取引の一層の課税適正化に対処するため業務量が増加する見込みです。

その一方で、国税庁の定員は過去五年間で五百

九十七人の減員となつており、ようやく来年度で増員が予定されているものの、定員五万五千六百六十六人に對し僅かに一名、全体の〇・〇〇一八%にすぎません。また、国際課税を担当する国際税務専門官は三百六十三人であり、全国五百二十四の税務署の数と比べても少な過ぎると思われまふ。業務量の傾向に見合った人員配置とはどうも言えないのではないのでしょうか。

人員不足の結果は、実際に調査する割合、実調率の低下として表れています。法人は全体の三・一%、個人は一・一%。単純に計算すれば、それぞれの調査は三十三年に一度、百年に一度となります。こうした状況のままでは、納税者のコンプライアンスに悪影響が及ぶことは間違いありません。適正、公正な課税と徴収の実現及び歳入の確保のためには、国税職員の定員確保と機構の拡充が急務であり、今後とも計画的、中長期的に定員の拡充、増員を行つていくことが重要と思われまふが、総理大臣のお考えをお聞かせ願ひます。

結びに、繰り返しになりますが、総理に再び申し上げます。国民の信頼なくして税の在り方を決めることはできません。まず、税金の無駄遣いは許さないと、安倍総理自ら、行政府の長として強いリーダーシップを発揮されることをお願いいたしまして、私の代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 古賀之土議員にお答えをいたします。

北朝鮮による弾道ミサイル発射及び拉致問題についてお尋ねがありました。

今般の北朝鮮による弾道ミサイル発射は、昨年二月の参議院本会議による決議を無視した暴挙で

あり、断じて容認できません。昨日行った日米首脳電話会談では、トランプ大統領から米国は一〇〇%日本と共にあるとの発言があり、日米の緊密な連携を確認しました。

我が国は、引き続き、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、更なる挑発活動をやめ、安保理決議等を完全に遵守するよう強く求めてまいります。国連安保理の理事国として、関連安保理決議の実効性を確保し、我が国独自の措置の実施を徹底することを始め、先ほど本会議で可決された決議に対する私の所信で表明した方針に基づき、断固として対応してまいります。

拉致問題は、安倍政権の最重要課題です。被害者の方々や御家族の皆様が抱き合う日が訪れるまで私の使命は終わりません。対話と圧力、行動対行動の原則の下、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を目指すべく全力を尽くしてまいります。森友学園に対する国有地の売却についてお尋ねがありました。

今回の国有地の売却については、財務省や国土交通省から、法令等に基づき適正に手続が行われ、また価格について適切な算定がなされた旨、既に説明しているところであります。また、本件の土地処分について政治家から不当な働きかけがあったかどうかについては、財務省理財局長が一切なかつたと何度も答弁しているところでありまふ。政府としては、引き続き、適切に御説明していくことが重要と考えており、その旨徹底してまいります。

なお、国有地の価格が適正であったかどうかについては、独立した機関である会計検査院がしっかりと検査を行うと聞いています。会計検査院長から既に関連する情報の収集に一部着手したとの

答弁もあつたところであり、政府としてはその検査に全面的に協力してまいります。

税体系のオーバーホールについてお尋ねがありました。

我が国は、成長し富を生み出し、それが国民に広く均てんされ、多くの人たちがその成長を享受できるという成長と分配の好循環が確立した経済社会を目指すべきだと考えています。

こうした経済社会を構築する観点から、骨太方針二〇一六においては、税体系全般にわたるオーバーホールを進めることとしており、特に、個人所得課税や資産課税について、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを行う、国際課税について、グローバルなビジネスの構造変化に対応した制度の再構築を進めることとされていきます。

これを踏まえ、今般の税制改正法案においては、個人所得課税改革の第一弾として、配偶者控除等の見直し、国際的な租税回避により効果的に対応するため、外国子会社合算税制の見直しを盛り込んでいます。今後とも、経済社会の状況を踏まえつつ、税制改革を行つてまいります。

老後の生活に備えるための自助努力についてお尋ねがありました。

少子高齢化が進展する中で、国民の老後の所得保障を充実していくためには、公的年金に加え、企業や個人の自助努力による私的年金等を充実させていくことは重要な課題と認識しております。御指摘の老後の生活に備えるための自助努力の支援については、老後の生活の柱としての役割を果たしている公的年金制度による保障を前提として取り組むこととしていくところであり、公的社会保障制度の責任を放棄するとの御懸念は当たらないと思ひます。

デフレ脱却についてお尋ねがありました。

デフレ脱却とは、物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした見込みがないことを指すものと認識しています。政権交代後、アベノミクス三本の矢により、極めて短い期間で物価が持続的に下落する状況を脱し、デフレではないという状況をつくり出すことができました。しかしながら、再びデフレに戻るおそれがないという意味で、完全にデフレを脱却したと言い切れる状況にはありません。

今後とも、経済最優先で、金融政策、財政政策、成長戦略の三本の矢の政策を続けることにより、できるだけ早期にデフレから脱却をし、そして日本経済を力強く成長させていきたいと考えております。

平成二十九年年度予算においては、国家公務員全体で定員純減となる中、国税庁の定員については、歳入官庁としての重要性も踏まえ、僅かではあります純増にするなど、厳しい行財政事情の下で配慮を行っております。

税務行政については、申告件数の増加や経済活動の国際化により、業務量が増加し、実地調査率が低下している状況にあります。また、国際的な租税回避への対応や富裕層などの税務コンプライアンスの維持向上についても戦略的に取り組むことの重要性が増しています。こうした中で、例えば申告内容の簡易な誤りについては書面などにより納税者に自主的な見直しを要請するなど、限られた定員の下で効率的な事務運営を図っております。

政府としては、今後とも業務の効率化を図りつつ、中長期的に必要な定員を確保し、税務執行体制の充実に努めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 古賀議員からは、財務大臣として配偶者控除など九つの点、金融担当大臣としてNISAに関する三つの点、合計十二の点についてのお尋ねが挙げております。

まず、国有地の売却についてのお尋ねがありまして、国有財産につきましては、いずれの場合においても適正な価格により処分を行うことが定められておりまして、時価による処分がなされております。本件につきましては、発見された地下埋設物に対応するため、近畿財務局と大阪航空局とで協力し、国有財産法等の法令に基づき適正な手続、価格によって処分されたものであり、問題はないと考えております。

次に、配偶者控除の見直しの効果についてのお尋ねがありました。今般の見直しにより、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みの構築に寄与できるものと考えております。実際、民間企業の配偶者手当についても見直しを検討され始めているものと承知しております。一定の効果があるのではないかと考えております。

他方、就業調整の問題につきましては、税制や社会保障制度のみならず、民間企業の配偶者手当の支給基準や、また家事や育児に時間を要するなど複合的な要因が存在をいたしております。このため、配偶者控除の見直しのみで就業調整問題が解消されるものと考えているわけではなく、その効果を定量的に見積もることは困難であると考えております。

なお、今般の見直しにおける配偶者の収入制限の引上げにより負担減となる人数は、約三百万人程度と考えております。

次に、配偶者控除における二重の控除と事実婚等への拡大についてのお尋ねが挙げております。

二重の控除の御指摘につきましては、配偶者の基礎控除はあくまでも配偶者自身の負担を調整する仕組みである傍ら、納税者本人の配偶者控除は一定の収入以下の配偶者がいる方の税負担能力に配慮する仕組みであります。したがって、それぞれ別の目的を有しており、これらが併存していることには合理性があるものと考えております。

また、配偶者控除の対象を事実婚等へ拡大することにつきましては、事実上の婚姻関係にあるのかそうでないのかを統一的に判断することは極めて困難であることなどを踏まえ、一律かつ強制的に徴収をいたします税制の下では、民法上の婚姻関係を基礎とせざるを得ないものと考えておるところであります。

次に、移転的基礎控除についてのお尋ねも挙げております。

いわゆる移転的基礎控除は、配偶者が控除し切れなかつた基礎控除の額を納税者本人に移転する仕組みであるため、その配偶者の所得を適時、正確に把握することが必要になるものと考えております。この点、御指摘のありましたマイナンバー制度というものを仮に導入したとしても、課税最低限以下の方々については、そもそも申告義務がなく、その所得を把握することはできないことには変わりがないことなどから、配偶者の所得の適時、正確な把握にはなお困難があるものと考えております。

あつております。

御指摘のいわゆる夫婦控除につきましては、具体的な控除の額がどの程度に設定するのか、全ての夫婦世帯を対象にするのかどうかなど多様な論点がありまして、具体的な制度設計が固まっていなかつたことから、必要な財源の試算は行っておりません。

また、昨年末の与党税制改正大綱におきましては、仮に夫婦世帯の所得に上限を設ける場合、世帯単位で所得を把握することが難しいとの問題があると指摘をされております。この点につきましても、先ほど申し上げたとおり、マイナンバー制度を導入したとしても課税最低限以下の方々の所得を把握できないことなどから、世帯単位で所得を把握することにはなお困難があるものと考えております。

次に、NISAに関する三つの点についてのお尋ねが挙げております。

第一に、積立NISAの利用人数と市場規模についてですが、お尋ねのように、制度開始後の年数に応じた個別の試算は、これは困難でありまして行っておりません。

なお、現行NISAにおいて現状約五百三十万件の非稼働口座があり、これらの利用者はまとまった資金がないことなどを理由に投資を行っておられないのではないのかと考えられます。少額で利用可能な積立NISAに関しては、まずこれらの利用者が活用することを考えるほか、その他の投資未経験者層も含め、幅広く利用していただけるものと考えております。

第二に、積立NISAと既存NISA及びiDeCoとのすみ分けについてですが、iDeCo

は御存じのように老後の備えを目的といたしました私的年金制度であり、原則として六十歳になるまで払出しができない仕組みになっております。これに対して、積立NISAや現行NISAは、老後に限らず、様々なライフイベントに備えた家計の資産形成を促す仕組みであり、払出しの制限はありません。また、積立NISAは、現行NISAと異なり、特に投資初心者を念頭に、少額の積立・分散投資に限ることといたしております。

最後に、既存NISAの非課税期間及び制度自体の恒久化又は延長についてお尋ねがあつておりますが、平成二十九年年度与党税制改正大綱におきましては、制度の簡素化や税制によつて政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討することとされております。

今後のNISAの制度の在り方につきまして、こうした考え方や積立NISAの制度開始後の政策効果も踏まえつつ、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、所得拡大促進税制についてのお尋ねがありました。安倍政権において、経済の好循環を達成する上で、賃金引上げは重要な課題であり、このため、政労使会議などの取組のほか、所得拡大促進税制の創設、拡充といった対応を進めてきております。この税制も一つのきつかけとして、三年連続二%台の賃金引上げが実現したものと考えております。

企業がどれだけの賃金引上げを行うかは、これは税制のみならず労働市場の状況や労使交渉、ま

た企業の収益状況等々、様々により決まりますので、経済全体の賃金引上げの中で、一般の税制改正の効果のみを切り出してお答えすることは困難であります。今回の改正では、中小企業について、現行制度による賃金引上げ支援に加え、平成二十九年年度に二%以上の高い賃金引上げを行う企業に対する税額控除率を大幅に引き上げるなど、インセンティブ機能を強化することといたしております。一定の効果があるものと考えております。

次に、地域経済を牽引する事業に対する設備投資促進税制及び中小企業向け設備投資促進税制についてのお尋ねがあつております。

今回の改正の効果につきましては、所管省庁であります経済産業省においては、地域経済を牽引する事業に対する設備投資促進税制は二百社、約一千億円程度の投資、また、中小企業向け設備投資促進税制は、件数ベースで見込みは行われてはおりませんが、対象設備の拡大により約三千億円程度の投資が、それぞれ新しい制度の要件に該当することになると見込んでいるものと承知をいたしております。

こうした税制面を含む取組を通じまして、地域経済を牽引する中核企業による積極的な投資やサービス業を含めた中小企業による投資が進むことを期待をいたしております。

最後に、自動車関係諸税についてのお尋ねがありました。自動車関係諸税につきましては、これは、消費税率を一〇%に引き上げる予定であります平成三十一年十月に、自動車取得税を廃止するとともに自動車税等において環境性能割を導入することといたしております。一方で、道路特定財源の一般

財源化後も、自動車の走行が道路損壊等の社会的費用を発生させております事実、また、自動車ユーザーは道路整備等による利便性向上の恩恵を受けているという考え方に変わりはありません。今後の自動車関係諸税の在り方につきまして、こうした考え方や国、地方の厳しい財政事情なども踏まえて検討する必要があるものと考えております。(拍手)

○国務大臣(山本幸三君) 森友学園への国有地売却に関連して、公文書管理についてのお尋ねがありました。

公文書管理法は、公文書が、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、現在と将来の国民への説明責任を全うすること等を目的として、行政文書の適正な管理に関するルール等を定めております。

行政文書の保存期間については、例えば法令の制定等、全行政機関で共通した保存期間を適用すべきもの以外は、行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて各行政機関が定めることとされており、御指摘の件については、財務省において、公文書管理法及び財務省行政文書管理規則等に基づき、適切に判断されたものと考えております。

内閣府としては、引き続き、政府における公文書管理の取組全体の質を向上させていくことは重要であると考えており、行政文書の管理に関するガイドラインの継続的な見直しや、各府省の職員の公文書管理に対する意識を高めるための研修の充実等を着実に進めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 大門実紀史君。

〔大門実紀史君登壇、拍手〕

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。三月六日、北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイルを発射したことは、核兵器の開発と不可分に結び付いた軍事行動であり、国連安保理決議、六か国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙です。質問に先立ち、厳重に抗議するものであります。

所得税法等の改正案に関連して、現下の経済情勢及び税制の在り方について質問をいたします。まず、アメリカのトランプ新政権の発足を踏まえ、日米経済関係と安倍内閣の政策対応についてお聞きいたします。

アメリカでは、一九八一年のレーガン政権以来、歴代の共和党、民主党政権を通じ、多国籍大企業や金融資本の利益を最優先した新自由主義政策が進められてきました。その結果、国内産業の空洞化、正規雇用の減少、中間層の貧困化が進行する一方、富裕層に富が集中し貧富の格差が拡大しました。本来であれば、多国籍大企業のもうけ本位の好き勝手なやり方を規制し、格差是正と国民の暮らしを守る方向へ政策転換すべきですが、トランプ氏は、露骨な排外主義、差別主義を掲げ、メキシコ移民やイスラム系の人々への敵意を煽動することで大統領に当選をいたしました。

二月二十八日の連邦議会における施政方針演説でも、トランプ大統領が打ち出した政策は、軍事費拡大、インフラ投資、法人税減税、規制緩和など大企業支援が中心であり、産業の空洞化や格差問題を解決するものではありませんでした。また、トランプ大統領は演説の中でアメリカ第一主義を強調しましたが、これは単なる内向きの話で



はなく、他国に対しアメリカの要求を正面から押し付ける姿勢を改めて表明したことにほかなりません。

安倍総理は、トランプ大統領の施政方針演説をどのように受け止められたか、お聞きしたいと思います。

これらのことに関連し、日本政府の対応について二点質問します。

第一は、二国間交渉についてです。

安倍総理は、アメリカとの二国間交渉に際し、TPPの合意水準が前提になるという考えを示してこられました。そうならば、今後、僅かに残った関税の撤廃にとどまらず、農業、医療、金融などの分野でアメリカが一層の規制緩和を求めていることは必至です。安倍総理とトランプ大統領の首脳会談において日米経済対話の設置が決まりました。今までも、日米構造協議や年次改革要望書、この間のTPP交渉における日米並行協議など、二国間交渉が行われてきました。様々なやり取りはあったにせよ、アメリカ農産物の輸入拡大や保険分野へのアメリカ企業の参入など、結果的にアメリカの要求に日本が譲歩させられてきたのが二国間交渉の歴史ではなかったでしょうか。

新設の日米経済対話においてそうならない保証はどこにあるのか、安倍総理、明確にお答えください。

第二は、税の引下げ競争の問題です。

トランプ大統領は、就任演説で現行三五%の法人税率を二五%に引き下げると公約し、下院の共和党も二〇%まで引き下げ案を示しています。イギリス政府は、既に法人税率を一七%に下げの方針を表明しています。これまで、各国の法人税の引下げ競争については、多国籍大企業の負担を

限りなく軽くするだけで、どの国も国民生活向け予算の財源を失い、社会保障の削減と庶民増税に突き進むことになる底辺への競争だとOECDなどでも指摘され、世界のNGOや市民運動からも懸念が示されてきました。

税の引下げ競争を加速するようなことはやめるよう、日本政府としてアメリカにきちんと意見を言うべきではありませんか。麻生財務大臣の答弁を求めます。

次に、日本経済の現状と税制について質問します。

昨年十一月期のGDPを見ても、個人消費の低迷が続き、相変わらず外需依存で、日本経済の基盤の脆弱さを示すものとなっています。個人消費が低迷している一番の原因は、賃金の伸び悩みと社会保険料などの負担増で可処分所得が減少していることにあります。

今までも安倍総理や麻生大臣と何度も経済の議論をしてきましたけれど、対決点は多々あります。大企業の巨額の内部留保を国民の賃金や暮らしに回せという我が党の主張に対しては、総理も麻生大臣も共感を示されてきました。しかし、大企業の内部留保は、安倍内閣の四年間で七十二兆円も増加し、三百九十兆にまで膨らんでおります。いよいよ本気で内部留保の国民への還元を考えるべきときではないでしょうか。

方法は二つあります。

一つは、賃金政策による内部留保の還元です。

この点では、長時間労働を否認し残業代をゼロにする働き方改革などもつてのほか、直ちに撤回すべきであります。我が党は、低賃金の非正規雇用をこれ以上増やさず、正社員化を進めるための法改正に直ちに着手すること、中小企業に大胆な

支援をしながら、最低賃金を大幅に引き上げることが必要だと考えます。安倍内閣として、大企業の内部留保を賃金に回させる具体的な政策をお示しく下さい。

二つ目は、税制を通じた大企業の内部留保の再分配です。具体的には、大企業に適正な税負担を求め、それを社会保障や教育など暮らしの予算に回すことです。

今回の税制改正で最大の焦点になったのは、大企業優遇と批判されてきた研究開発減税の見直しでした。この三年間の実績を見ても、毎年の減税額は六千億円以上に上り、資本金十億円以上の大企業が減税額の九割程度を占め、上位十社だけで減税額の三割から四割を占めています。例えば、トヨタ自動車は一社で三千二百二十五億円、年間一千億円もの減税です。直近のトヨタの利益は二兆円を超えており、内部留保は十兆円近くも積み上がっております。一千億円もの減税が必要な企業とは到底考えられません。

三年前に出された政府税制調査会の報告でも、この研究開発減税に対しては大胆な縮減が提案され、昨年の通常国会では、我が党の追及に対し、総理も財務大臣も見直しを約束していました。しかし、蓋を開けてみれば、大企業への増税は財務省の資料によると僅か百億円程度です。しかも、減税対象をサービス開発にまで拡大をいたしました。これでは、政府税調が求めていた大胆な縮減には程遠いではありませんか。

総理、本気で大企業の内部留保を国民に還元する気があるのなら、こういう優遇税制こそ見直し、国民の暮らしを応援する予算に振り向けるべきではありませんか。

税金の取り方、使い方を国民の暮らし本位に抜

本的に改革することを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大門実紀史議員にお答えをいたします。

トランプ大統領の上下両院合同会議における演説についてお尋ねがありました。

トランプ大統領は、この演説において、税制改革やインフラ投資、規制改革等により強い経済を実現し、国防予算の拡大や国境制度改革等の推進を通じて、米国を再び偉大な国にするとの決意を強調しました。

世界に不確実性が増してきている中であって、米国が強い国となり、日米同盟が更に強化されることは、地域や世界の平和と繁栄に資するものであり、トランプ政権と緊密に連携し、揺るぎない日米同盟のきずなを更に強化していきたいと考えています。

今回の日米首脳会談で立ち上げた経済対話についてお尋ねがありました。

これまでも日米構造協議などの二国間協議を行ってきましたが、これは日本の経済構造に課題があると米側が言ってきたことに対し、あくまでも我が国の利益に照らし、その指摘が正しいと考える部分については対応し、他方で、そうでない部分に対してはノーと言ってきたものであります。したがって、米国の要求に日本が譲歩させられてきたのが二国間交渉の歴史であるとは考えておりません。

今般、日米がウイン・ウインの経済関係を一層深めるため、麻生副総理とペンス副大統領の下で新たな経済対話の枠組みを立ち上げることで合意しました。日米主導で自由で公正な市場を世界に

広げていくという日米共通の目標の下、今後、建設的な議論をしてまいります。

なお、二国間FTAについては、今回、具体的な要請はありませんでした。今後の日米対話の中で、どのような枠組みが最善かを含め議論してまいります。二国間であれ、多国間であれ、日本の国益をしっかりと守ってまいります。

賃金政策に関するお尋ねがありました。

まず、政府が進めている働き方改革については、長時間労働の慣行を断ち切り、同一労働同一賃金を実現し、正規と非正規の労働者の格差を埋め、多様な働き方の選択肢を処遇の差を気にすることなく選べる社会を実現するものであります。長時間労働を追認する等の御批判は当たりません。

アベノミクスにより、政権交代後極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出す中で、雇用と賃金の環境は大きく改善をしてきています。

雇用については、就業者数が百七万人増加しました。特に正規雇用は、最近二年間で七十七万人増加し、非正規雇用の増加を上回っています。また、有効求人倍率は一・四三倍と約二十五年ぶりの高水準となり、史上初めて四十七全ての都道府県で一倍を超え、その状況が続いています。失業率は三・〇%と約二十二年ぶりの低い水準となっています。

賃金についても、中小企業を含め、今世紀に入って最も高い水準の賃上げが三年連続で実現し、パートで働く方々の時給はここ二十四年間で最も高い水準となつていいるなど、所得環境の改善が進んでいます。さらに、最低賃金について四年間連続で引上げを行い、合計七十四円の大幅な引

上げとなりました。最低賃金については、今後とも年率三%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていき、全国加重平均が千円に到達していくことを目標として取り組みます。

さらに、労働環境の改善に向け、非正規から正社員への転換などを行う事業主へのキャリアアップ助成金の拡充など、企業における正社員転換や待遇改善の強化を進めることとしております。

働き方改革での同一労働同一賃金については、働く人の立場に立ち、不合理な待遇差の是正を求める労働者が裁判で争えることを保障する実効性ある法制度としてまいります。働き方改革実現会議等の場ですっかりと議論いただいで法改正の内容を具体化します。

企業の内部留保の活用については、これまで取り組んできた法人税改革や二十九年法改正における所得拡大促進税制のめり張りを行ったインセンティブ強化により、企業に対して前向きな取組を促しているところです。これを受け、経済界も賃上げに向けて取組を進めていく旨表明しています。このような政策を積み重ねることにより、今後とも労働者の賃金、待遇の改善に努めてまいります。

研究開発税制の見直しについてお尋ねがありました。

御指摘の研究開発税制については、大企業を優遇するためのものではなく、将来の経済成長の基礎となる企業の研究開発投資を後押しするためのものであり、中小企業も含め幅広く利用されております。

今般の平成二十九年法改正においては、本制度について、特に大企業について、研究開発投

資を増加させる場合には高い税額控除率を適用する、一方で、減少させる場合には従来よりも低い税額控除率を適用する制度とするなど、めり張りを付けた見直しを行ってきたところであります。

研究開発税制を含む政策税制については、今後ともその必要性や政策効果を見極めて、適切に見直しを行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 大門先生より、法人税の引下げ競争について一問お尋ねがあつております。

トランプ新政権の具体的な税制改革案の内容はまだ明らかではありません。現時点で、米国の法人税改革について具体的なコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。

なお、一般論として、法人税引下げ競争について申し上げさせていただければ、各国が競争で極端な法人税の引下げを続けていけば、各国とも財政が立ち行かないということになりかねぬと考えっております。また、法人税というのは、所得税や消費税、こういったものと同時に基幹税を成すものであります。これらの税目のバランスを考慮しつつ組み合わせていくことによって、いわゆる国の行政サービスを賄う財源が確保されておりますのは御存じのとおりです。

したがって、こうしたことを顧みず安易に法人税にのみ競争の下で引き下げていくとするならば、これは税制に対する信頼が損なわれるということにつながりかねないというのは基本的な考え方であり、(拍手)

○議長(伊達忠一君) 石井苗子君。

(石井苗子君登壇、拍手)

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。党を代表して、たいま議題となりました所得税法等の改正案について質問いたします。

少子高齢化と人口減少、働き方や産業構造の変化など、我が国が抱える課題を解決していく上で、税制の果たす役割は極めて重要です。身を切る改革、徹底した行政改革による歳出の無駄、組織のスリム化を進めることで、歳出を真に必要なものに絞り込むことも必要だと考えております。歳入歳入の両面を厳しく見直しつつ、真に効果のある政策を實行することが求められております。

我が党は、社会経済情勢の変化を的確に捉え、簡素、公平の理念の下、国民の暮らしや社会に活力を与える税制改正を目指してまいります。

以上の観点から、本法案について質問させていただきます。

まず、所得税について。

昨年の政府税制調査会の議論では、配偶者控除の廃止と夫婦控除の導入が検討されていましたが、残念ながら、また先送りとなりました。政府が一億総活躍社会の理念を掲げる以上、共働き世帯が専業主婦世帯を大幅に上回っている社会情勢の中で、専業主婦世帯が多かった一九六一年に導入された配偶者控除制度は抜本的に見直されるべきです。

現在の配偶者控除制度は、専業主婦がパート労働をした場合、一定の収入を超えなければ、夫は自分の基礎控除に加え、配偶者控除もあるという制度です。これは二重控除ではないかという指摘

もあり、税法の在り方や国民の公平感の点から問題があると思ひます。

少子化や人口減少が起つてゐる日本で、安心して子供を産み育てられる社会を目指すためには、フランスで効果があつた、子供の数が多いほど税負担の軽減インパクトが大きくなるというN分N乗方式の導入や、あるいはそれと同様の効果を生じる日本型の政策が必要だと思ひます。

そこで、総理に三点質問させていただきます。配偶者控除制度については、先ほど申しました二重取りの指摘がありますが、さらには、配偶者が百三万円以上百三十万円以下の収入だった場合、本人の基礎控除と配偶者特別控除、加えて配偶者の基礎控除と三点が適用されています。これは制度的にかなりの優遇ではないか。総理の御所見をお伺ひします。

さて、フランスで少子化を食い止めたと言われている政策、N分N乗方式ですが、一方で、この方式は中低所得者に対する減税効果が見られないという分析もあります。このN分N乗方式、日本での適用可能性について、総理の御見解をお伺ひします。

次に、配偶者控除制度の見直しには、所得や資産の把握や、過誤や不正受給の問題との関係に伴い、慎重にならざるを得ないという見解を総理は示されました。しかし、今の生活保護制度でも同様な問題が起きてゐると考えます。受給者が本当に生活保護の要件を満たしているかの把握に各自治体が苦勞してゐると聞いております。この点について、総理の改善策をお伺ひします。

次に、法人税についてお伺ひします。法人税の実効税率引下げと租税特別措置の整理統合という政府の基本的な方向については賛成で

す。しかし、その規模が小さ過ぎ、スピードが遅過ぎると感じております。特に、政府が租税の経済効果をしつかり試算してゐないことは大きな問題です。

先月の衆議院の質疑での我が党の質問に対し、総理は、租特についてはその経済効果を検証することが重要とお答えになりました。そして、今後とも効果検証の徹底、質の向上に努めるとお答えになりました。それについて、具体的にどの府省でどのような取組をされるのか、また、どのようなスケジュールで実施するのかというお考えをお聞きしたいと思います。

法人税減税については、企業が巨額の内部留保を抱えていることから慎重な意見も聞かれます。確かに、せつかく減税をしても、それが配当にも賃上げにもつながらないのでは、景気刺激の効果は限られてしまいます。そこで、我が党は、法人税減税とセットで、今述べました租特の原則廃止とともに内部留保課税の強化を主張してゐます。

アメリカの内部留保課税制度では、事業の合理的な必要性を超えて内部留保を行った場合、課税逃れの意図があつたものとみなされ、配当可能な所得に高い税率で課税されます。合理性の判断については財務省令で基準が定められており、事業拡張や企業買収の必要性などの例が挙げられています。アメリカのこうした制度も参考に、日本での内部留保課税の強化も必要なのではないでしょうか。

我が国では現在、特定同族株式会社についてのみ、例外的に内部留保に課税する制度があります。これを更に拡充して、上場企業に導入することも検討すべきではないでしょうか。財務大臣の御認識をお伺ひいたします。

次に、資産課税について、事業承継税制の問題についてお伺ひします。

衆議院では、我が党の主張として、後継者が取得した株式などにつき納税猶予の割合を一〇〇%に引き上げるべきこと、また、経営者の配偶者が筆頭株主の場合でも適用すべきこと、この二点について質問しました。

本院では、更に加えて、以下の二点をお伺ひしたいと思います。

まず、現経営者の配偶者など親族からの相続や贈与で後継者が非上場株式などを取得した場合にも納税猶予制度の適用を受けられるようにするべきではないでしょうか。この改正は、閉鎖会社の実態に即したもので、しかも市場で高い評価を得ている優良な中小企業にとって大きなメリットがあると考えます。いかがでしょうか。

もう一点は、取引相場のない株式の評価式についてです。来年度税制改正では多少の変更が予定されていますが、円滑な事業承継を促すため、評価式自体を変更すべきと考えます。いかがでしょうか。

以上二点につき、総理大臣の御所見をお伺ひいたします。

日本維新の会は、民間の活力を最大限発揮できるような実効性の高い税制の実現とともに、真に支援が必要な方々へのサポートと将来世代への思い切つた重点投資を目指します。

日本の国際競争力を高め、未来に希望の持てる社会の実現に向け必要な改革や改善を実施することを国民の皆さんにお約束して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石井苗子議員にお答えをいたします。

配偶者控除等についてお尋ねがありました。

配偶者控除については、昨年末の与党の税制改正大綱において、扶養控除と同様、一定の収入以下の配偶者がいる方の税負担能力に配慮する仕組みであること、諸外国においても配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられていることを踏まえれば、廃止して配偶者に何らの配慮も行わないことには問題があるとされたところであります。

その上で、二重の控除の御指摘については、配偶者の基礎控除は、あくまでも配偶者自身の負担を調整する仕組みである一方、納税者本人の配偶者控除は、一定の収入以下の配偶者がいる方の税負担能力に配慮する仕組みであります。したがって、それぞれ別の目的を有しており、それらが併存していることは合理性があるものと考えております。

なお、N分N乗方式については、政府税制調査会の中間報告において、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となること等の問題点があり、個人単位課税を基本とすべきとの指摘がなされております。

他方、政府、与党の税制調査会においても若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要と指摘されており、こうした議論も踏まえつつ、引き続き、個人所得課税改革について検討を進めてまいります。

生活保護についてお尋ねがありました。生活保護制度においても、収入や資産の確かな把握や不正受給の防止に取り組む必要があると考えております。

このため、平成二十五年の生活保護法改正において、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げなど、不正受給対策を強化しています。今後、地方自治体における受給要件の確実な確認など、制度の適切な運用に取り組んでまいります。租税特別措置の効果検証についてお尋ねがありました。

租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となり得る一方、税負担のゆがみを生じさせる面があることから、必要性や政策効果をよく見極めることが重要と考えます。

そのため、行政機関が行う政策の評価に関する法律等に基づき、毎年度の法制改正プロセスにおいて、各府省は、租税特別措置の拡充・延長要望を行う場合には、その政策効果等について評価を行い、総務省がその内容を点検し、結果を公表することとされており、当該評価等の内容も踏まえ、改正要望についての精査を行っております。今後、こうした政策効果の検証、点検のプロセスを更に徹底し、質の向上に努めてまいります。

事業承継税制についてお尋ねがありました。我が国の経済において大きな役割を果たしている中小企業がきちんと後継者に引き継がれていくことは重要であります。中小企業事業承継税制においては、そのような観点からまさに特例を設けています。さらに、二十九年度の税制改正においては、事業者の声を踏まえ、小規模事業者にも使いやすくするなどの要件緩和を行っているところです。

後継者が現経営者の親族から株式を取得した場合にも適用を認めるべきとの御提案についてありますが、事業承継税制は、全ての財産を平等に課税するという税制の原則の中で、安定的な事業承継のために必要な範囲に限りて設けられた特例

であることから、現経営者から取得した株式のみを対象としているものであり、慎重な検討が必要と考えています。

また、取引相場のない株式の評価方法については、課税の公平性の観点から適正な時価が把握されるものであることが必要であります。

いづれにせよ、今後とも、事業者の方々の意見に耳を傾け、必要な支援を行ってまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(麻生太郎君) 石井議員より、内部留保課税について一問お尋ねがござっております。

税制面からも、企業における内部留保を活用した設備投資等を一層促していくべきとの問題意識は理解できます。

政府として、これまでも取り組んできた法人税改革や平成二十九年の税制改正におけます研究開発税制、所得拡大促進税制の制度にめり張りをつける見直し、また、業績に連動した給与の柔軟化など、コーポレートガバナンスの強化に資する税制の改正などを通じて、企業に対しては前向きな取組を一層促しております。

こうした制度改正を受けまして、経済界も設備投資や賃金引上げに向けて取組を進めていく旨の表明をされておりますことから、まずは実際の取組をされる姿勢を見極めてから、私どもとして更に考えてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君  
副議長 郡司 彰君

議員  
高木 かつり君 杉 久武君  
矢倉 克夫君 井原 巧君  
片山 大介君 三浦 信祐君  
里見 隆治君 小川 克巳君  
石井 苗子君 伊藤 孝江君  
高瀬 弘美君 熊野 正土君  
今井 絵理子君 藤巻 健史君  
清水 貴之君 宮崎 勝君  
佐々木 さやか君 河野 義博君  
平木 大作君 大沼 みずほ君  
浅田 均君 儀間 光男君  
秋野 公造君 竹谷 とし子君  
若松 謙維君 新妻 秀規君  
石井 正弘君 中西 健治君  
東 徹君 石井 章君  
山本 博司君 長沢 広明君  
石川 博崇君 横山 信一君  
片山 虎之助君 野上 浩太郎君  
末松 信介君 室井 邦彦君  
渡辺 喜美君 浜田 昌良君  
山本 香苗君 谷合 正明君  
西田 実仁君 山口 那津男君  
魚住 裕一郎君 丸川 珠代君  
大野 泰正君 島田 三郎君  
滝沢 求君 豊田 俊郎君  
馬場 成志君 小野 田紀美君  
こやり 隆史君 佐藤 啓君  
進藤 金日子君 徳茂 雅之君  
自見 はなこ君 朝日 健太郎君  
青山 繁晴君 足立 敏之君

和田 政宗君 渡辺 美知太郎君  
石田 昌宏君 太田 房江君  
北村 経夫君 古賀 友一郎君  
上月 良祐君 酒井 庸行君  
島村 大君 高野 光二郎君  
塚田 一郎君 赤池 誠章君  
江島 潔君 渡辺 猛之君  
三原 じゅん子君 藤川 政人君  
長谷川 岳君 中西 祐介君  
牧野 たかお君 松村 祥史君  
水落 敏栄君 磯崎 陽輔君  
片山 さつき君 有村 治子君  
二之湯 智君 岡田 直樹君  
山本 順三君 鶴保 庸介君  
衛藤 晟一君 平野 達男君  
藤井 基之君 山谷 えり子君  
宮沢 洋一君 愛知 治郎君  
関口 昌一君 吉田 博美君  
三木 亨君 元 榮太一郎君  
宮島 喜文君 山口 和之君  
伊波 洋一君 松川 るい君  
中西 哲君 藤木 眞也君  
糸数 慶子君 山田 宏君  
そのだ 修光君 井上 義行君  
阿達 雅志君 渡邊 美樹君  
吉川 ゆうみ君 高橋 克法君  
滝波 宏文君 柘植 芳文君  
堂故 茂君 中泉 松司君  
長峯 誠君 二之湯 武史君  
羽生 田 俊君 高階 恵美子君  
大家 敏志君 宇都 隆史君  
上野 通子君 岩井 茂樹君  
磯崎 仁彦君 石井 浩郎君  
青木 一彦君 松山 政司君

石井 準一君	西田 昌司君
野村 哲郎君	猪口 邦子君
松下 新平君	福岡 資麿君
石井みどり君	橋本 聖子君
中川 雅治君	岡田 広君
金子原二郎君	山本 一太君
林 芳正君	柳本 卓治君
木村 義雄君	溝手 顕正君
薬師寺みちよ君	行田 邦子君
木戸口英司君	山本 太郎君
青木 愛君	アントニオ猪木君
松沢 成文君	福島みずほ君
森 ゆうこ君	又市 征治君
山田 修路君	山下 雄平君
森屋 宏君	杉尾 秀哉君
森本 真治君	磯崎 哲史君
堀井 巖君	舞立 昇治君
三宅 伸吾君	宮本 周司君
石橋 通宏君	川合 孝典君
大野 元裕君	斎藤 嘉隆君
森 まさこ君	山田 俊男君
丸山 和也君	中野 正志君
川田 龍平君	野田 国義君
風間 直樹君	牧山ひろえ君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
古川 俊治君	中山 恭子君
足立 信也君	小林 正夫君
藤田 幸久君	浜野 喜史君
鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
山東 昭子君	蓮 舫君
芝 博一君	羽田雄一郎君
伊藤 孝恵君	平山佐知子君
矢田わか子君	山添 拓君
宮沢 由佳君	浜口 誠君

古賀 之士君	武田 良介君
石上 俊雄君	真山 勇一君
小西 洋之君	舟山 康江君
岩淵 友君	徳永 エリ君
難波 奨二君	江崎 孝君
有田 芳生君	田名部匡代君
吉良よし子君	倉林 明子君
相原久美子君	大島九州男君
藤末 健三君	白 眞勲君
那谷屋正義君	紙 智子君
辰巳孝太郎君	大門実紀史君
吉川 沙織君	神本美恵子君
大塚 耕平君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	田村 智子君
井上 哲士君	仁比 聡平君
榛葉賀津也君	小川 敏夫君
小川 勝也君	長浜 博行君
櫻井 充君	鉢呂 吉雄君
柳田 稔君	山下 芳生君
市田 忠義君	小池 晃君
内閣総理大臣	安倍 晋三君
財務大臣	麻生 太郎君
内閣府特命担当大臣(金融)	
内閣府特命担当大臣(規制改革)	山本 幸三君
内閣官房副長官	野上浩太郎君
内閣官房副長官	
副大臣	
財務副大臣	大塚 拓君

議長の報告事項  
 去る二月十五日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 国際経済・外交に関する調査会委員  
 辞任 補欠  
 室井 邦彦君 東 徹君  
 国民生活・経済に関する調査会委員  
 辞任 補欠  
 朝日健太郎君 徳茂 雅之君  
 資源エネルギーに関する調査会委員  
 辞任 補欠  
 徳永 エリ君 石橋 通宏君  
 同日議員から次の質問主意書が提出された。  
 総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三〇号)  
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
 手紙の書き方等についての教育に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二六号)  
 去る二月十六日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 国民生活・経済に関する調査会委員  
 辞任 補欠  
 徳茂 雅之君 朝日健太郎君  
 同日議員から次の質問主意書が提出された。  
 宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第三二号)  
 オスプレイの危険性に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第三三号)  
 去る二月十七日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
 格差是正及び経済成長のために講ずべき給付付き税額控除の導入その他の税制上の措置に関する法律案(古川元久君外三名提出)(衆第一号)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。  
 格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(第九十回国会、古川元久君外三名提出)  
 消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案(第九十回国会、山尾志桜里君外四名提出)  
 同日議員から次の質問主意書が提出された。  
 金正男氏の死亡に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三三号)  
 拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三四号)  
 南スーダンPKOに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三五号)  
 同日内閣から次の答弁書を受領した。  
 参議院議員川田龍平君提出医薬品の広告に関する質問に対する答弁書(第二四号)  
 参議院議員有田芳生君提出拉致問題解決に対する安倍首相及び安倍内閣の責任に関する質問に対する答弁書(第二五号)  
 同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十八年における通信傍受等に関する報告を受領した。  
 去る二月二十日議員から次の質問主意書が提出された。  
 医薬品の広告に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第三六号)  
 同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
 拉致問題の広報・啓発に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二七号)  
 共謀罪及びテロ等準備罪に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第二八号)

「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第二九号)

総理の「米国防務に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三〇号)

宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第三二号)

オスプレイの危険性に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第三三号)

去る二月二十一日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

古賀 之士君 補欠

高瀬 弘美君 里見 隆治君

伊波 洋一君 糸数 慶子君

国民生活・経済に関する調査会委員

森屋 宏君 補欠

資源エネルギーに関する調査会委員

そのだ修光君 補欠

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出手紙の書き方等についての教育に関する質問に対する答弁書(第二六号)

去る二月二十二日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任 補欠

浜口 誠君 古賀 之士君

里見 隆治君 高瀬 弘美君

糸数 慶子君 伊波 洋一君

国民生活・経済に関する調査会委員

大沼みずほ君 補欠

森屋 宏君

資源エネルギーに関する調査会委員

高橋 克法君 補欠

そのだ修光君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際経済・外交に関する調査会

理事 東 徹君 (東徹君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問主意書(小川勝也君提出)(第三七号)

加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

金正男氏の死亡に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三三三号)

拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三四号)

南スーダンPKOに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三五号)

医薬品の広告に関する再質問主意書(川田龍平君提出)(第三六号)

去る二月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三九号)

去る二月二十四日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。「テロ等準備罪」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。参議院議員有田芳生君提出拉致問題の広報・啓発に関する質問に対する答弁書(第二七号)

参議院議員福島みずほ君提出共謀罪及びテロ等準備罪に関する質問に対する答弁書(第二八号)

参議院議員山本太郎君提出「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する質問に対する答弁書(第二九号)

参議院議員有田芳生君提出総理の「米国防務に関する報告」と拉致問題に関する質問に対する答弁書(第三〇号)

参議院議員伊波洋一君提出宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問に対する答弁書(第三二号)

参議院議員福島みずほ君提出オスプレイの危険性に関する質問に対する答弁書(第三三号)

去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 補欠

小川 勝也君 補欠

小川 敏夫君 補欠

予算委員

辞任 補欠

風間 直樹君 補欠

小西 洋之君 補欠

杉尾 秀哉君 補欠

山下 芳生君 補欠

決算委員

辞任 補欠

古賀 之士君 補欠

小西 洋之君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十九年年度一般会計予算(閣予第三号)

平成二十九年年度特別会計予算(閣予第四号)

平成二十九年年度政府関係機関予算(閣予第五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

全国の軍用基地に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第四一号)

日朝合意と国民世論の支持に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四二号)

安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問主意書(小川勝也君提出)(第三七号)

加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三八号)

那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第三九号)

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 風間 直樹君 小川 勝也君 杉尾 秀哉君 小川 敏夫君

補欠 小川 勝也君 小川 敏夫君

予算委員

辞任 上野 通子君 西田 昌司君

中山 恭子君 中野 正志君

渡邊 美樹君 小野田紀美君

小川 勝也君 風間 直樹君

若松 謙維君 伊藤 孝江君

岩淵 友君 武田 良介君

西田 昌司君 上野 通子君

中野 正志君 中山 恭子君

小野田紀美君 渡邊 美樹君

魚住裕一郎君 浜田 昌良君

同日内閣から次の議案が提出された。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

土地改良法等の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

家庭における両性の平等に関する質問主意書(石井苗子君提出)(第四四号)

日朝合意における生存者帰国に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出金正男氏の死亡に関する質問に対する答弁書(第三三号)

参議院議員有田芳生君提出拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問に対する答弁書(第三四号)

参議院議員牧山ひろえ君提出南スーダンPKOに関する質問に対する答弁書(第三五号)

参議院議員川田龍平君提出医薬品の広告に関する再質問に対する答弁書(第三六号)

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 小池 晃君 山下 芳生君 片山虎之助君 石井 章君

国家基本政策委員

辞任 小池 晃君 山下 芳生君 片山虎之助君 石井 章君

辞任 小野田紀美君 渡辺美知太郎君

西田 昌司君 上野 通子君

古賀 之士君 小西 洋之君

杉尾 秀哉君 浜口 誠君

伊藤 孝江君 若松 謙維君

魚住裕一郎君 浜田 昌良君

武田 良介君 小池 晃君

浅田 均君 高木かおり君

石井 章君 片山虎之助君

上野 通子君 西田 昌司君

小西 洋之君 古賀 之士君

渡邊 美樹君 小野田紀美君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

「テロ等準備罪」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四〇号)

全国の軍用基地に関する質問主意書(伊波洋一君提出)(第四一号)

日朝合意と国民世論の支持に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四二号)

安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四三号)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

山下 芳生君  
石井 章君

補欠

小池 晃君  
片山虎之助君

予算委員

辞任

上野 通子君  
中野 正志君  
渡辺美知太郎君

補欠

柘植 芳文君  
中山 恭子君  
渡邊 美樹君

浜口 誠君  
浜田 昌良君  
小池 晃君

杉尾 秀哉君  
三浦 信祐君  
山添 拓君

片山虎之助君  
高木かおり君  
山本 太郎君

石井 章君  
浅田 均君  
福島みずほ君

行政監視委員

辞任

柘植 芳文君  
中山 恭子君

補欠

上野 通子君  
中野 正志君

議院運営委員

辞任

三浦 信祐君  
山添 拓君  
井上 哲士君

補欠

佐藤 啓君  
井上 哲士君  
東 徹君

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

山添 拓君  
中山 恭子君

補欠

井上 哲士君  
中野 正志君

国家基本政策委員

辞任

蓮 舫君

補欠

宮沢 由佳君

予算委員

辞任

古賀友一郎君  
柘植 芳文君  
長峯 誠君

補欠

西田 昌司君  
佐藤 啓君  
森屋 宏君

宮沢 由佳君  
三浦 信祐君  
大門実紀史君

蓮 舫君  
新妻 秀規君  
倉林 明子君

山添 拓君  
石井 章君  
福島みずほ君

田村 智子君  
東 徹君  
森 ゆうこ君

大前実紀史君  
山添 拓君  
石井 章君

倉林 明子君  
田村 智子君  
東 徹君

石井 章君  
福島みずほ君

東 徹君  
森 ゆうこ君

西田 昌司君  
森屋 宏君  
新妻 秀規君

古賀友一郎君  
長峯 誠君  
三浦 信祐君

田村 智子君  
紙 智子君

紙 智子君

行政監視委員

辞任

上野 通子君  
倉林 明子君  
森 ゆうこ君

補欠

柘植 芳文君  
大門実紀史君  
福島みずほ君

議院運営委員

辞任

佐藤 啓君  
井上 哲士君  
東 徹君

補欠

上野 通子君  
山添 拓君  
石井 章君

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

山添 拓君  
中山 恭子君

補欠

井上 哲士君  
中野 正志君

国家基本政策委員

辞任

蓮 舫君

補欠

宮沢 由佳君

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第三六号)

金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成二十九年 一般会計予算

平成二十九年 特別会計予算

平成二十九年 度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

平成二十九年 度総予算について

一、開会の日

平成二十九年 三月九日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二條により承認を求めます。

平成二十九年 三月三日

予算委員長 山本 一太

参議院議長 伊達 忠一殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する再質問主意書(山本太郎君提出)(第四六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小川勝也君提出畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問に対する答弁書(第三七号)

参議院議員有田芳生君提出加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問に対する答弁書(第三八号)

参議院議員糸数慶子君提出那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問に対する答弁書(第三九号)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成二十八年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成二十八年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

宮沢 由佳君

補欠

蓮 舫君

予算委員

辞任

佐藤 啓君  
中山 恭子君  
西田 昌司君

補欠

上野 通子君  
中野 正志君  
古賀友一郎君

辞任

森屋 宏君  
山田 宏君  
風間 直樹君

補欠

長峯 誠君  
堂故 茂君  
森本 真治君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

(閣法第四四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。



<p>小西 洋之君 浜口 誠君        杉尾 秀哉君 川合 孝典君        蓮 舫君 宮沢 由佳君        新妻 秀規君 浜田 昌良君        倉林 明子君 大門実紀史君        田村 智子君 井上 哲士君        東 徹君 石井 章君        森 ゆうこ君 山本 太郎君        松沢 成文君 薬師寺みちよ君</p> <p>決算委員</p>	<p>日朝合意における生存者帰国に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四五号)        昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。        予算委員</p> <p>辞任 補欠        堂故 茂君 山田 宏君        川合 孝典君 杉尾 秀哉君        浜口 誠君 小西 洋之君        森本 真治君 風間 直樹君        大門実紀史君 倉林 明子君        石井 章君 儀間 光男君        山本 太郎君 福島みずほ君        薬師寺みちよ君 行田 邦子君</p>	<p>刑法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)        児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)        水道法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)        旅館業法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)</p> <p>同日内閣から次の答弁書を受領した。        参議院議員牧山ひろえ君提出(ア)ア等準備罪に関する質問に対する答弁書(第四〇号)        参議院議員伊波洋一君提出(全)の軍用基地に関する質問に対する答弁書(第四一号)        参議院議員有田芳生君提出(日朝合意と国民世論の支持に関する質問に対する答弁書(第四二号))        参議院議員牧山ひろえ君提出(安全保障技術研究推進制度(ファンディング)制度に関する質問に対する答弁書(第四三号))</p>	<p>賛成者        足立 敏之 今井絵理子        小川 克巳 小野田紀美        佐藤 啓 佐藤 正久        自見はなこ 中西 哲        藤木 眞也 宮島 喜文        伊藤 孝恵 田名部匡代        真山 勇一 熊野 正士        三浦 信祐 山添 拓        室井 邦彦 木戸口英司        松沢 成文 糸数 慶子        参議院議長 伊達 忠一殿</p>
<p>行政監視委員        辞任 補欠        古賀友一郎君 西田 昌司君        長峯 誠君 森屋 宏君        三浦 信祐君 新妻 秀規君        紙 智子君 田村 智子君</p>	<p>行政監視委員        行田 邦子君 薬師寺みちよ君</p> <p>辞任 補欠        山田 宏君 堂故 茂君        倉林 明子君 大門実紀史君        儀間 光男君 石井 章君</p>	<p>同日内閣から次の議案が提出された。        地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)        化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号)</p> <p>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。        地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)        電子委任状の普及の促進に関する法律案(閣法第四六号)</p>	<p>北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議        去る三月六日、北朝鮮は四発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、そのうち三発は日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下した。これは、昨年十一月に国連安全保障理事会で採択された安保理決議二二三二一号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合同声声明の趣旨にも反するものであり、断固として抗議する。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。        北朝鮮は、昨年、核実験を二度にわたり実施し、また、長距離弾道ミサイルや潜水艦から発射したものを含め、二十発を超える弾道ミサイルの発射を実施した。さらに、今年に入り、日米首脳会談直後の二月十二日の発射に続き、今般も四発の弾道ミサイルを発射するなど、こうした核実験及び度重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであることも</p>
<p>議院運営委員        辞任 補欠        上野 通子君 佐藤 啓君        浜田 昌良君 三浦 信祐君        石井 章君 東 徹君</p>	<p>同日議員から次の質問主意書が提出された。        サイバーセキュリティに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第四七号)        同日次の質問主意書を内閣に転送した。        家庭における両性の平等に関する質問主意書(石井苗子君提出)(第四四号)</p>	<p>同日内閣から次の議案が提出された。        地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)        化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二号)</p> <p>同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。        地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)        電子委任状の普及の促進に関する法律案(閣法第四六号)</p>	<p>北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議        去る三月六日、北朝鮮は四発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、そのうち三発は日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下した。これは、昨年十一月に国連安全保障理事会で採択された安保理決議二二三二一号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合同声声明の趣旨にも反するものであり、断固として抗議する。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。        北朝鮮は、昨年、核実験を二度にわたり実施し、また、長距離弾道ミサイルや潜水艦から発射したものを含め、二十発を超える弾道ミサイルの発射を実施した。さらに、今年に入り、日米首脳会談直後の二月十二日の発射に続き、今般も四発の弾道ミサイルを発射するなど、こうした核実験及び度重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであることも</p>

に、我が国及び地域、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行動であり、強く非難する。

本院は、北朝鮮に対し、核及び弾道ミサイル計画を放棄し、更なる挑発行動を行わないよう強く求める。また、関連する安保理決議を即時かつ完全に履行することを改めて要求する。さらに、国際社会に対して、安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求める。国際社会は、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

そして政府は、我が国が安保理非常任理事国であることを踏まえ、安保理決議の確実な履行を強く働きかけるべきである。加えて、日米韓の情報共有を含む連携を強化し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。併せて、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に挑発行動の自制を強く求めるべきである。同時に、我が国独自の制裁の徹底及び強化を図るべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負担に応えるべきである。

右決議する。

投票者氏名

日程第一 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案(山本順三君外十名発議)

賛成者氏名 二三四名

足立 敏之君	阿達 雅志君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
愛知 治郎君	青木 一彦君	堂故 茂君	徳茂 雅之君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
青山 繁晴君	赤池 誠章君	豊田 俊郎君	中泉 松司君	小川 勝也君	小川 敏夫君
朝日健太郎君	有村 治子君	中西 雅治君	中西 健治君	大島九州男君	大塚 耕平君
井上 義行君	井原 巧君	中野 正志君	中西 祐介君	大野 元裕君	風間 直樹君
石井 準一君	石井 浩郎君	長峯 誠君	中山 恭子君	神本美恵子君	川合 孝典君
石井 正弘君	石井みどり君	二之湯武史君	二之湯 智君	川田 龍平君	小西 洋之君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	小林 正夫君	古賀 之士君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	野生田 俊君	長谷川 岳君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
今井絵理子君	岩井 茂樹君	橋本 聖子君	林 芳正君	芝 博一君	榎葉賀津也君
宇都 隆史君	上野 通子君	平野 達男君	福岡 資麿君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君
江島 潔君	衛藤 晟一君	藤井 基之君	藤川 政人君	徳永 エリ君	那谷屋正義君
小川 克巳君	小野田紀美君	藤木 眞也君	古川 俊治君	長浜 博行君	難波 奨二君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	堀井 巖君	舞立 昇治君	野田 国義君	羽田雄一郎君
大沼みずほ君	大野 泰正君	松野たかお君	松川 るい君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
太田 房江君	岡田 直樹君	松下 新平君	松村 祥史君	浜口 誠君	浜野 喜史君
岡田 広君	片山さつき君	松山 政司君	丸川 珠代君	平山佐知子君	福山 哲郎君
金子原二郎君	木村 義雄君	丸山 和也君	三木 亨君	藤末 健三君	藤田 幸久君
北村 経夫君	こやり隆史君	三原しゅん子君	三宅 伸吾君	舟山 康江君	真山 勇一君
古賀友一郎君	上月 良祐君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	宮沢 洋一君	宮島 喜文君	宮沢 由佳君	森本 真治君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	宮本 周司君	元榮太一郎君	矢田わか子君	柳田 稔君
酒井 庸行君	山東 昭子君	森 まさこ君	森屋 宏君	宮川 沙織君	蓮 舫君
自見はなこ君	島田 三郎君	柳本 卓治君	山下 雄平君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
島村 大君	進藤金日子君	山田 修路君	山田 俊男君	石川 博崇君	魚住裕一郎君
関口 昌一君	そのだ修光君	山田 宏君	山谷えり子君	河野 義博君	熊野 正士君
高階恵美子君	高野光二郎君	山本 一太君	山本 順三君	河野 義博君	里見 隆治君
高橋 克法君	滝沢 求君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君	佐々木さやか君	高瀬 弘美君
滝波 宏文君	柘植 芳文君	和田 政宗君	渡辺 猛之君	杉 久武君	谷合 正明君
		渡辺美知太郎君	相原久美子君	竹谷とし子君	新妻 秀規君
		足立 信也君	伊藤 孝恵君	長沢 広明君	浜田 昌良君
		有田 芳生君		西田 実仁君	三浦 信祐君
				平木 大作君	矢倉 克夫君
				宮崎 勝君	

山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 哲士君
市田 忠義君	岩淵 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	浅田 均君
東 徹君	石井 章君
石井 苗子君	片山 大介君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	高木かおり君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
渡辺 喜美君	青木 愛君
木戸口英司君	福島みずほ君
又市 征治君	森 ゆうこ君
アノト才猪末君	行田 邦子君
松沢 成文君	薬師寺みちよ君
伊波 洋一君	糸数 慶子君
郡司 彰君	山口 和之君

反対者氏名

○名

医薬品の広告に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月八日

川田 龍平

参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十九年三月八日 参議院会議録第七号 質問主意書及び答弁書

医薬品の広告に関する質問主意書

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十六条では医薬品等の誇大広告等について、同法第六十八条では承認前の医薬品等の広告について、何人も行うことができない旨それぞれ規定している。一方、同法第六十七条では、一定の医薬品等に関する広告について、厚生労働省令で医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限することができる旨を規定し、同法施行規則第二百二十八条の十第二項において、当該広告は医師又は薬事に関する記事を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合その他主として医薬関係者を対象として行う場合のほか行つてはならないと規定しているが、これらの規定は、いかなる者が行う広告であつても制限しているのか、または一定の者が行う広告については制限していないのか、明らかにされたい。

二 前記一に關し、一九八〇年十月九日付厚生省薬務局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」第3の5「医療用医薬品等の広告の制限の(一)」では、「医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとする」と規定しているが、本規定は、いかなる者が行う広告であつても制限しているのか、または一定の者が行う広告については制限していないのか、明らかにされたい。

平成二十九年二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出医薬品の広告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出医薬品の広告に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「制限」及び「一定の者」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第六十七条の規定に基づく「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百二十八条の十第二項の規定は、同条第一項に規定する医薬品又は再生医療等製品の適正な使用の確保のための必要な措置として、医師又は薬事に関する記事を掲載する医薬関係者向けの新聞又は雑誌による場合その他主として医薬関係者を対象として行う場合以外には、同条第二項に規定する広告を行つてはならないことを定めたものである。

二について  
お尋ねの「制限しているのか」、「一定の者」及び「制限していないのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「医薬品等適正広告基準(昭和五十五年十月九日付薬発第千三百三十九号厚生省薬務局長通知別紙。以下「基準」という。)は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具(以下「医薬品等」という。)の広告が虚偽、誇大にわたらないようにするとともにその適正を図ることを目的として、各都道府県知事に対して示したものである。都道府県等においては、医薬品等の広告について、医薬品等による保健衛生上の危害を防止するため、法及び基準に基づき、個別具体的な事案に応じて指導取締りを行っているところである。

拉致問題解決に対する安倍首相及び安倍内閣の責任に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月九日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

拉致問題解決に対する安倍首相及び安倍内閣の責任に関する質問主意書

拉致被害者家族は安倍首相の「この内閣で拉致問題を解決する」とする力強い発言に期待をいたしました。ところがいわゆるストックホルム合意から二年以上が経過し、いまだ拉致問題解決への道筋がつかないため落胆を深めています。北朝鮮が日本人の拉致を認めた日朝首脳会談から四年となる平成二十八年九月十七日に開かれた「最終決戦は続いている! 制裁と国際連携で全員救出実現を! 国民大集会」で、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の飯塚繁雄代表は「また来年も、とならないように(中略)結果を出していただきたい」と政府に求めました。また横田めぐみさんの弟である横田拓也さんは「(父と母は)両方とも八十歳を超えています。本当に縁起でもありませんが、これだけ頑張っていて会えなかつたら、誰が責任を取るんですか」と語っています。そこで拉致問題解決に対する安倍首相及び安倍内閣の責任について質問いたします。

一 安倍首相は、平成二十五年一月二十五日開催の拉致問題対策本部会合において、「この内閣で拉致問題を解決する」旨の方針(以下「この方針」とする。)を明言しています。安倍内閣は、現時点においてもこの方針を維持しているのですか。

二 政府が平成二十五年一月二十五日に決定した「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」には、「拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく」とあります。安倍内閣においてこの決定が全て達成されない場合、安倍首相及び安倍内閣は責任を取りますか。また、どのような方法でその責任を取りますか。

三 私 が平成二十八年一月七日付けで提出した「北朝鮮の「水爆実験」と日朝交渉の今後に関する質問主意書」(第百九十回国会質問第一〇号)に対する答弁(内閣参質一九〇第一〇号)において、政府はいずれにせよ、政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである」と答えています。

この答弁も、前記一の方針と同様に、安倍内閣で解決するとの方針を述べたものと理解してよろしいですか。この答弁で述べた考えが達成されない場合、安倍首相及び安倍内閣は責任を取りますか。また、どのような方法でその責任を取りますか。

平成二十九年二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題解決に対する安倍首相及び安倍内閣の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題解決に対する安倍首相及び安倍内閣の責任に関する質問に対する答弁書

一及び三の第二段落の第一文について

北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題を含む日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである。

二並びに三の第二段落の第二文及び第三文について

お尋ねのような仮定の質問にお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、政府としては、「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」(平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定)に基づき、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しのために引き続き全力を尽くす考えである。

手紙の書き方等についての教育に関する質問  
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月十三日

藤末 健三  
参議院議長 伊達 忠一殿

手紙の書き方等についての教育に関する質問主意書

日本郵便株式会社は、手紙の書き方等についての教育を支援するため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に対する教材の提供や同社社員等の小学校等への派遣による出前授業等を行っている。

こうした教育は手紙という文化を守ることに加え、子どもたちが実際に文章を書き、やり取りを行う中で基本的な言語能力を高めることにつながるものと考えられる。

政府は現在ICT政策を大きく掲げ、若年層に対するプログラミング教育等を推進している。しかし、情報通信技術の発達した現代においても、手紙は実際に手で書いて思いを伝える大切な文化であり、政府としても主体的に手紙の書き方等についての教育に取り組んでいくべきと考えられるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成二十九年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員藤末健三君提出手紙の書き方等についての教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出手紙の書き方等についての教育に関する質問に対する答弁書

小学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十七号)では、小学校の国語科において、例えば、「目的に合わせて依頼状、案内状、礼状

などの手紙を書くこと等を通して、中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)では、中学校の国語科において、例えば、「社会生活に必要な手紙を書くこと」を通して、高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)では、高等学校の国語科において、例えば、「相手や目的に応じた語句を用い、手紙や通知などを書くこと」を通して、それぞれ、書くことの能力を育成するための指導を行う旨を定めており、小学校、中学校及び高等学校においては、これらの学習指導要領に基づき適切に指導が行われていると考えている。

政府としては、小学校、中学校及び高等学校においてお尋ねの手紙の書き方等についての教育が着実に実施されるよう、引き続き努めてまいります。

拉致問題の広報・啓発に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月十四日

有田 芳生  
参議院議長 伊達 忠一殿

拉致問題の広報・啓発に関する質問主意書  
政府拉致問題対策本部が平成二十七年十月に発行した冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」(以下「この冊子」とする)の記述に関し質問いたします。

一 政府は、この冊子の中で、「拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です」と述べています。平成十四年九月の

日朝首脳会談以降、政府は我が国の主権を守るためにどのような取組をしてみましたか。また、国民の生命と安全を守るためにどのような取組をしてみましたか。

政府が取組んできた施策と国会に提出し制定された法律名(改正を含む)について明らかにして下さい。

二 この冊子の「日本政府の姿勢と取組体制」にある「拉致問題対策本部」について、平成二十五年一月二十五日の設置以降、会議を開いた日時について順を追って明らかにして下さい。

三 この冊子の「日本政府の姿勢と取組体制」にある「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」、「拉致問題に関する有識者との懇談会」について、会を構成するメンバー及び会議を開いた日時について順を追って明らかにして下さい。

四 この冊子の「日本政府の姿勢と取組体制」にある「必要に応じ設置する審議の場」について、これまでの設置状況、会を構成するメンバー及び会議を開いた日時について順を追って明らかにして下さい。

五 この冊子の「拉致問題Q&A」のQ2「なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか?」には、「金正日国防委員長(当時)は、日本人を拉致した理由として、(一)北朝鮮のスパイに日本語を教えるため、(二)北朝鮮のスパイが日本人に成りすますため、と説明しています」とあります。政府は北朝鮮が日本人を拉致した理由についてどう認識していますか。

六 この冊子の「拉致問題Q&A」のQ6「どうなれば、拉致問題が解決したと言えるのですか?」には、「拉致問題の解決には、以下の三つ

を実現する必要があります。まずは、全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること。そして、北朝鮮が、拉致の真相を明らかにすること。さらに、北朝鮮が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと」とあります。

この冊子にあるとおり、この三つが実現しない限り拉致問題が解決したとは言えないという政府の方針に変更はありませんか。

七 この冊子の「拉致問題Q&A」のQ8「日本政府は、拉致問題を解決するために、北朝鮮に経済協力を行う考えですか?」には、「政府は、拉致問題の解決と引換えに北朝鮮に対して支援を行うという考えは一切ありません」とあります。政府のこの考えに、変更はありませんか。

八 この冊子の「拉致問題Q&A」のQ8「日本政府は、拉致問題を解決するために、北朝鮮に経済協力を行う考えですか?」には、「一方で、日朝間の最大の懸案である拉致問題を始めとする諸懸案が解決し、日朝国交正常化が実現すれば、日朝平壤宣言に則り、北朝鮮への経済協力が実施されることとなります」とあります。この諸懸案には、いわゆるストックホルム合意に明記されている「全ての日本人に関する調査」が含まれているのですか。

右質問する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の広報・啓発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の広報・啓発に関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

二 について  
御指摘の拉致問題対策本部については、平成二十五年一月二十五日、平成二十六年八月五日及び同年十一月二十八日に開催した。

三 について  
御指摘の「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」については、平成二十五年一月二十九日、同年四月十一日、同年十一月七日、平成二十六年六月十二日、同年七月二十九日、同年十月二十日、平成二十七年七月三十一日及び平成二十八年五月十九日に開催しており、各回の出席者については、拉致問題対策本部のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載している。

御指摘の「拉致問題に関する有識者との懇談会(以下「懇談会」という。))については、必要に応じて開催しており、例えば、平成二十五年四月三日及び平成二十八年七月二十一日に開催した。平成二十五年四月三日及び平成二十八年七月二十一日に開催した懇談会の出席者については、ホームページに掲載している。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四 について  
御指摘の「必要に応じ設置する審議の場」については、「拉致問題対策本部の設置について」(平成二十五年一月二十五日閣議決定)において、「本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員等による審議の場を設

けることができる」としているが、設置状況等について具体的に明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

五 について  
政府としては、「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」(平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定。以下「本部決定」という。)に基づき、拉致に関する真相究明を引き続き追求しているところである。

六 について  
政府としては、拉致問題の全面解決に向けて、本部決定に基づき、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しのために引き続き全力を尽くす考えである。

七 について  
北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。また、日朝平壤宣言における経済協力は、国交正常化交渉においてその具体的な規模と内容を協議し、国交正常化の後に行うこととしている。

八 について  
北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

共謀罪及びテロ等準備罪に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月十四日

福島みずほ

参議院議長 伊達 忠一殿

共謀罪及びテロ等準備罪に関する質問主意書

一 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「パレルモ条約」という。)は、二〇〇〇年にイタリアのシチリア島パレルモで調印された。パレルモ条約の趣旨とパレルモ条約が調印された理由を政府はどのように理解しているか明らかにされたい。

二 パレルモ条約のなかに「テロ対策」という趣旨の文言が存在するか明らかにされたい。

三 パレルモ条約は「テロ対策」と関係ないと考えるが、関係があることを国際連合などの機関が明記した文書が存在するならば示されたい。また、政府がいうところの「テロ対策」とパレルモ条約との関係性が記された文書又は法令上の規定が存在するか明らかにされたい。

四 パレルモ条約を締結するためには国内法の制定が必要だとする理由を明らかにされたい。

五 パレルモ条約第二条の「組織的な犯罪集団」の定義には、「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」という要件が規定されている。これまで国会に三回提出され、かつ三回とも廃案になった共謀罪を新設するための法律案にこの要件が規定されていたか明らかにされたい。要件が規定されていなかったとしたら、その理由を示されたい。

六 国会に三回提出され、かつ三回とも廃案になった共謀罪を新設するための法律案に「テロ対策」又は「テロ」という文言が存在したか明らかにされたい。

七 政府は、これまでパレルモ条約を締結するためには共謀罪の新設が必要だと説明していたが、現在は、パレルモ条約を締結するためにはテロ等準備罪の新設が必要だと説明している。同じ条約を締結するために新設が必要だと説明している共謀罪とテロ等準備罪は、同じ趣旨の罪であるのか明らかにされたい。仮に違うものだとしたらどのような点が違つのか明らかにされたい。

八 政府が新設を検討しているテロ等準備罪の「等」とは何が明らかにされたい。

九 政府の考える「テロ」の定義を明らかにされたい。

十 「テロ行為」のための共謀に限定して処罰する場合、どのような措置を講ずれば「テロ行為」のための共謀に限定することが可能であると考えるのか明らかにされたい。

十一 組織的犯罪集団に係る者がATMで金員を下ろす行為は、テロ等準備罪の「準備」にあたるか明らかにされたい。

十二 組織的犯罪集団に係る者の二人が組織的犯罪に必要な金員について共謀する行為は、テロ等準備罪の「準備」にあたるか明らかにされたい。

十三 何ら犯罪と関係のない者同士が相談して生活費のために金員を下ろす行為と、組織的犯罪集団に係る者が組織的犯罪に必要な金員について共謀の上、金員を下ろす行為は、外見上は、全く同じである。前記十一又は前記十二がテロ

等準備罪の「準備」にあたる場合、前記の金員を下ろす行為がテロ等準備罪の「準備」にあたるか、どのように判断するのか明らかにされたい。

十四 前記十三で述べたように、テロ等準備罪の「準備」にあたるか、外見上判断することは困難であり、「準備」について立証するものは、基本的に「明白」しか存在しない。準備の段階で犯罪が成立し、逮捕勾留が可能だとすると、被疑者に対する自由の強要につながるのではないか。政府の認識を明らかにされたい。

十五 テロ等準備罪の「準備」行為と予備罪とは何が違うのか明らかにされたい。

十六 インターネット上のメール、ライン、フェイスブックなどでのやりとりであっても、テロ等準備罪における共謀が成立する場合があります。これらによるやりとりがテロ等準備罪の成立要件から一律には除外されないと理解して構わないか、見解を示されたい。

十七 日本が締結した条約のうち、留保を付して締結した条約にはどのようなものがあるのか。また、日本が留保を付して締結した条約がいくつあるのか明らかにされたい。

十八 パレルモ条約を締結するにあたり国内法に共謀罪を新設した国は、二箇国にすぎないが、パレルモ条約第三条の定める「越境性」を規定した国内法を制定した国はあるか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出共謀罪及びテロ等準備罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出共謀罪及びテロ等準備罪に関する質問に対する答弁書  
一から三までについて

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「本条約」という。)は、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うための協力を促進することを目的としている。

また、お尋ねの「テロ対策」という趣旨の文言及び「政府がいうところの「テロ対策」」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、本条約において「テロ対策」という文言は用いられていないものの、本条約を採択した平成十二年の国際連合総会決議第二十五号には、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が、とりわけ、マネー・ロンダリング、腐敗、絶滅危惧種の野生動物の不正な取引、文化財に対する犯罪等の犯罪活動及び拡大している国際的な組織犯罪とテロリストによる犯罪活動とのつながりとの戦いのための有効な手段であるとともに国際協力のために必要な法的枠組みとなることを強く確信し」との趣旨の記載がある」と承知している。

四について  
政府は、一般に条約を締結するに当たっては、誠実にこれを履行するとの立場から、国内法制との整合性を確保することとしている。本条約の締結についても、このような方針の下に鋭意検討を行った結果、本条約が定める義務については、現行の国内法制で必ずしも担保され

ていないことから、締結に当たり新たな立法措置が必要であると考えている。  
五及び六について

御指摘の各法律案では、改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第六条の二の罪(以下「組織的な犯罪の共謀罪」という。)において、同法第三条等の文言を踏まえ、「団体の活動として、当該行為を遂行するための組織により行われるもの」と規定することとし、本条約第二条(a)の「組織的な犯罪集団」や「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」に対応する文言を規定することとはしなかつたものである。

また、御指摘の各法律案においては、「テロ対策」又は「テロ」という文言は用いていなかった。  
七及び十一から十六までについて

現在、組織的な犯罪の共謀罪に関する過去の国会における御議論を踏まえ、本条約第五条1(a)(i)に規定する行為を犯罪とするための法整備の在り方として、テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々が処罰の対象とならないことを明確にし、また、合意に加えて実行の準備行為が行われた場合に限り処罰の対象とするものとする等を検討中である。もっとも、当該法整備に係る法律案については、現在、成案を得るべく検討中であり、その具体的な内容等に係るお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。  
八について

一般に、テロ組織を含む組織的な犯罪集団は、組織の維持及び拡大等のため様々な犯罪に

関与するものであり、お尋ねの「等」とは、テロ組織を含む組織的な犯罪集団が関与して実行されるテロ行為以外の組織犯罪を指す。  
九について

お尋ねの「テロ」がテロリズムを指すのであれば、一般には、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等というに承知している。  
十について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。  
十七について

我が国が留保を付して締結した条約の最近の例として、第百八十九回国会において締結を承認された商標法に関するシンガポール条約(平成二十八年条約第五号)が挙げられる。  
十八について

一般的に、他国が条約を国内で実施するに当たりいかなる立法措置を講じているかについて、我が国として必ずしも網羅的にその詳細を承知しているわけではないが、例えば、セントクリストファー・ネイビスは、二千二年、当該時点で既に存在していた判例上の共謀罪に加えて、本条約上の義務をより確実に履行するため、新たに国際的な組織犯罪に関する共謀罪を規定する国内法を整備したと承知している。

「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。  
平成二十九年二月十四日

参議院議長 伊達 忠一殿

山本 太郎

「テロ」及び「一般の方々」の定義とテロ等準備罪に関する質問主意書

平成二十九年一月十六日、菅内閣官房長官は記者会見において、国際組織犯罪防止条約の国内担保法として安倍内閣が必要性を主張している、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案、いわゆる「テロ等準備罪法案」(以下「共謀罪法案」という。)に関する記者からの質問に対して、「犯罪の主体を限定するなど、一般の方々を対象となることはあり得ないことがより明確になるよう最終的な調整をしている。」旨述べた。また同月二十五日の参議院本会議(以下「代表質問」という。)における私の共謀罪法案に関する質疑に対し、安倍内閣総理大臣も、「犯罪の主体を一定の犯罪を犯すことを目的とする集団、すなわち、テロ組織を始めとする組織犯罪集団に限定し、(中略)一般の方々はその対象となることはあり得ないことがより明確になるよう検討を行っている」と答弁した。以上を踏まえて、以下質問する。  
一 「テロ」とは「テロリズム」または「テロリスト」のことを略して称しているものと思われるが、安倍内閣における「テロ」の定義を具体的かつ明確に示されたい。  
二 前記一の「テロ」の定義に基づき、ある個人または団体が「テロリスト」である、あるいは、あ

る個人または団体の行為が「テロリズム」であるとの認定をするのはいかなる機関であるのか、その機関を網羅的かつ明確に示されたい。

三 前記の菅官房長官の発言及び安倍総理の答弁にある「一般の方々」とは、いかなる人々のことを指すのか、安倍内閣における「一般の方々」の定義を具体的かつ明確に示されたい。

四 前記三の「一般の方々」の定義に基づき、ある個人または団体が「一般の方々」であるとの認定をするのはいかなる機関であるのか、その機関を網羅的かつ明確に示されたい。

五 菅官房長官の発言及び安倍総理の答弁のように「一般の方々」が対象となることはあり得ない」とした共謀罪法案が成立した場合、その運用に当たって「一般の方々」を装った「テロリスト」を探し出して摘発すること、すなわち、前記三の定義に基づき前記四の機関が「一般の方々」であると認定した個人または団体の中から、前記一の「テロ」の定義に基づき前記二の機関が「テロリスト」であると認定した個人または団体を探し出して摘発することは可能か、安倍内閣の認識を明確に示されたい。摘発することが可能であるとする場合、その理由及びいかなる手段によって摘発するかを具体的かつ明確に示されたい。

六 代表質問における私の「テロ等準備罪の「等」」の「等」とはどのような意味ですか。テロ以外にも適用される余地を残す理由を教えてください。との質疑に対して、安倍総理から明確な答弁がなかった。「等」の示す行為及びテロ以外にも適用される余地を残す理由を具体的かつ明確に示されたい。  
右質問する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出「テロ」及び「一般の方々の定義とテロ等準備罪に関する質問」に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出「テロ」及び「一般の方々の定義とテロ等準備罪に関する質問」

質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「テロ」がテロリズムを指すのであれば、一般には、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等という「テロ」として承知している。

二、四及び五について

お尋ねの「認定をする」と及び「認定した」との意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

御指摘の菅内閣官房長官の発言及び安倍内閣総理大臣の答弁は、いずれも、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五条1(a)(i)に規定する行為を犯罪とする法整備を行うに当たり、テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々が処罰の対象とならないことが明確になるよう、法律案の内容について検討中であるという趣旨を述べたものである。

六について  
一般に、テロ組織を含む組織的な犯罪集団は、組織の維持及び拡大等のため様々な犯罪に関与するものであり、お尋ねの「等」とは、テロ

質問主意書及び答弁書

組織を含む組織的な犯罪集団が関与して実行されるテロ行為以外の組織犯罪を指す。

総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条条によつて提出する。

平成二十九年二月十五日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問主意書

平成二十九年二月十五日の参議院本会議で「米国訪問に関する報告」(以下「報告」とする)が総理によつて行われました。報告のうち「地域情勢」で取り上げられた拉致問題について質問します。

一 二月九日から十三日までの総理の訪米では、日米首脳会談、ワーキングランチなどが行われました。拉致問題はどこで議題となったのでしょうか。政府の認識をお示し下さい。

二 報告では、北朝鮮については「核及び弾道ミサイル計画を放棄」することを求めるとともに「拉致問題の早期解決の重要性」についても、完全に一致しました」とあります。政府は、報告において総理の主張する「早期」とはどのような時期だと認識していますか。ちなみに「天祥林」によると「早期」とは「始まって間もない時期」とあります。

三 政府は、報告において総理の主張する拉致問題の「解決」とは具体的にどのようなことを意味すると認識していますか。

四 政府は、総理がトランプ大統領に拉致問題をどう説明し、大統領からどのような回答があったと認識していますか。大統領が拉致問題を知っていたかどうかあわせてお答え下さい。

右質問する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出総理の「米国訪問に関する報告」と拉致問題に関する質問に対する答弁書

一及び四について

外交上の個別のやり取りの詳細を明らかにすることは差し控えたいが、安倍内閣総理大臣は、トランプ米国大統領との間で、拉致問題の早期解決の重要性を確認した。

二について

北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。

三について

政府としては、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しのために引き続き全力を尽くす考えである。

宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条条によつて提出する。

平成二十九年二月十六日

伊波 洋一

参議院議長 伊達 忠一殿

宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問主意書

一 平成二十七年七月九日付けの琉球新報の記事(「島全体が軍事要塞化」)によれば、「千代田」では、戦闘時に陣地を造成する「築城訓練」なども実施される。ヘリポートも建設予定となっており、那覇から陸自沿岸監視部隊が配備される。与那国島との中継地、展開地としての役割も担う」とある。この記事にある「戦闘時に陣地を造成する「築城訓練」とは、どのような訓練か。過去に同様の訓練が実施されているとすれば、日時、名称、具体的な訓練内容等をあわせて示されたい。

二 前記一の記事において「ヘリポートも建設予定」とある。千代田カントリークラブ(沖縄県宮古島市上野野原)を候補地とする陸自配備計画には、ヘリポートの建築が予定されているか、示されたい。

三 既存の航空自衛隊宮古島分屯基地のヘリポート、ないし、千代田カントリークラブを候補地とする陸自配備計画におけるヘリポートにおいて、オスプレイを含むティルトローター機を使用する可能性はあるか、示されたい。

四 防衛省の平成二十八年度歳出概算要求書(四百七十九頁)の不動産購入費「ティルトローター



機等配置に係る用地等」同概要要求書(四百八十一頁)の事業関連施設「テイルトローター機等配置に係る移転等補償」は、千代田カントリークラブを候補地とする陸自配備計画にかかる用地取得費及び移転補償費を意味するの、あるいは、旧大福牧場ないしそれ以外の宮古島市内を候補地とする陸自配備計画にかかる用地取得費及び移転補償費を意味するの、具体的に示されたい。

五 防衛省の平成二十八年度歳出概要要求書(四百七十九頁)の不動産購入費「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」は、千代田カントリークラブ、旧大福牧場、もしくはそれ以外の宮古島市内を候補地とする陸自配備計画に支出することは可能か、示されたい。

六 前記五の「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」は、宮古島市以外、例えば石垣島に支出することは可能か、示されたい。

七 前記五の「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」のいう「南西地域」とは、いかなる区域を指すのか、石垣島、宮古島、与那国島、奄美大島、馬毛島は含まれるのか、具体的に示されたい。

八 防衛省の平成二十九年度歳出概要要求書(四百四十三頁)の不動産購入費「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」同概要要求書(四百四十四頁)の事業関連施設「南西地域における警備部隊等の配置に係る移転等補償」は、千代田カントリークラブを候補地とする陸自配備計画にかかる用地取得費及び移転補償費を意味するの、あるいは、旧大福牧場ないしそれ以外の宮古島市内を候補地とする陸

自配備計画にかかる用地取得費及び移転補償費を意味するの、具体的に示されたい。

九 前記八の「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」は、千代田カントリークラブ、旧大福牧場、もしくはそれ以外の宮古島市内を候補地とする陸自配備計画に支出することは可能か、示されたい。

十 前記の概要要求書における「駐屯地用地取得」や「移転等補償」の対象は、宮古島市内で現在営業中のゴルフ場が対象ではないかと考えられるところ、対象には、城辺のオーシャンリンクス、下地島のサシバリンクス、もしくはその他のゴルフ場が含まれるか、具体的に示されたい。

十一 防衛省の平成二十九年度歳出概要要求書(四百四十四頁)に公務員宿舍不動産購入費「宮古島宿舍用地取得(宮古)」とあるが、この宿舍の建設候補地は何処か、具体的に示されたい。右質問する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊波洋一君提出宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊波洋一君提出宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問に対する答弁書

御指摘の「築城訓練」は、部隊の行動のため使用される施設等の整備等に係る能力を向上させる

るため、陸上自衛隊の部隊等において日常的に実施されているものであり、その逐一について日時等をお答えすることは困難である。

二について

現時点で、千代田カントリークラブにヘリポートを配置する計画はなく、将来的な配置についての検討も行っていない。

三について

お尋ねの「千代田カントリークラブを候補地とする陸自配備計画におけるヘリポート」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で、陸上自衛隊に導入する垂直離着陸機V二二オスプレイ(以下「V二二」という。)の具体的な運用の計画はなく、お尋ねの「オスプレイを含むテイルトローター機を使用する可能性」についてお答えすることは困難である。なお、現時点で宮古島にV二二を配備する計画はなく、将来的な配備についての検討も行っていない。

四について

御指摘の防衛省の平成二十八年度歳出概要要求書の四百七十九ページにおける「テイルトローター機等配置に係る用地等」及び四百八十一ページにおける「テイルトローター機等配置に係る移転等補償」は、お尋ねの「千代田カントリークラブを候補地とする陸自配備計画」にかかる用地取得費及び移転補償費のいずれにも該当しない。

五及び六について

お尋ねの「支出することは可能か」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の防衛省の平

成二十八年度歳出概要要求書の四百七十九ページにおける「南西地域における警備部隊等の配置に係る駐屯地用地取得」は、同省の平成二十八年度予算の積算内訳に係る説明として記載しているものである。なお、宮古島への陸上自衛隊の部隊の配置については、千代田カントリークラブに駐屯地を開設する計画であり、現在、その計画以外に具体的な配置場所が決まった計画はない。

七について

南西地域について、防衛省としては、地理的に明確に定義しているものではないが、一般的に、薩南諸島から先島諸島に至る南西諸島及びその周辺海空域を指す用語として使用している。

八から十までについて

お尋ねの「支出することは可能か」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の防衛省の平成二十九年度歳出概要要求書の四百四十三ページにおける「南西地域における警備部隊等の配置に係る移転等補償」は、同省の平成二十九年度予算の積算内訳に係る説明として記載しているものであり、それぞれの積算内訳について括弧書きで記載した金額は、平成二十八年度当初予算における宮古島への陸上自衛隊の部隊の配置に係る不動産購入費及び移転等補償金の額であるが、同省の平成二十九年度予算の概要要求においては、これらの経費は計上していない。また、宮古島への陸上自衛隊の部隊の配置については、千代田カントリークラブに駐屯地を開設する計画であり、現在、その計画

以外に具体的な配置場所が決まった計画はない。

十一について

お尋ねの「宿舎の建設候補地」については、今後の交渉に影響を与えるおそれがあることなどからお答えを差し控えたい。

オスプレイの危険性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年二月十六日

福島みずほ

参議院議長 伊達 忠一殿

オスプレイの危険性に関する質問主意書  
二〇一六年十二月十三日に、米海兵隊普天間基地所属のオスプレイ一機が沖縄県名護市安部の海岸に墜落した。

この件について、「週刊金曜日」(二〇一七年二月三日号、十日号)は、「漂着したフライトマニユアルから浮かび上がる秘密」などという記事を、また「琉球新報」(二月四日付け)は「オスプレイ事故、大惨事想定 米軍が確認書、対応手順判明」との記事を、さらに「しんぶん赤旗」(二月六日付け)は、「昨年12月オスプレイ墜落 乗員行方不明か」と題した記事を報道している。

このオスプレイの墜落に関して、その危険性を含めて次の通り質問をする。  
一 墜落したオスプレイの乗員数と行方不明者の有無について明らかにされたい。

二 日本政府が所持している、オスプレイの機内に搭載されているものと同じフライトマニユアルまたは運用規程手順書について、すべての型番とその概要を明示されたい。

三 記事によると、墜落したオスプレイのフライトマニユアルには、「After the hose has been cut from the tanker, it may whip back into the propeller and result in catastrophic damage」との記載があるとのことだが、そのような記載が墜落したオスプレイ以外のオスプレイのフライトマニユアルにもあるのか、明らかにされたい。

四 オスプレイのフライトマニユアルには、空中給油中の「CAUTION」または「WARNING」事項について、前記三の記載の他にどのような記載があるか。そのすべてについて、原文と日本語訳を示されたい。  
五 今回の墜落事故の原因についての現時点での調査の進捗状況と、事故調査が完了する時期について明らかにされたい。  
六 政府は、現時点で今回の墜落事故の原因をどのように把握し、何が原因である可能性が高いと考えているか見解を示されたい。  
七 前記六の墜落事故の原因は、前記四の空中給油中の「CAUTION」または「WARNING」事項についての記載のうち何に該当するか明らかにされたい。  
八 今回の墜落事故の調査完了を待たずに、米軍がオスプレイへの空中給油を再開したことを不安視する国民は多い。日本政府はオスプレイの安全性をどのように確認したのか詳細に説明されたい。

九 墜落したオスプレイに給油した給油機は、海兵隊所属のKC130ではなく、空軍所属のMC130であるという理解でよいか。

十 海兵隊所属のオスプレイになぜ空軍所属のMC130が給油していたのか、その理由について承知しているところを示されたい。

十一 現在、沖縄県内でオスプレイの低空飛行訓練、夜間飛行訓練や、オスプレイによるつり下げ訓練等が実施されていると理解しているが、二〇一六年一月から二〇一七年一月までに沖縄県内で行われたオスプレイの低空飛行訓練、夜間飛行訓練や、オスプレイによるつり下げ訓練の実施回数を月別に示されたい。

十二 空中給油中の事故が想定されているオスプレイについて、飛行の安全性を高めるために日本政府としてどのような対策を米政府に求めているか明らかにされたい。  
右質問する。

平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出オスプレイの危険性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出オスプレイの危険性に関する質問に対する答弁書  
二について

平成二十八年十二月十三日に沖縄県名護市の沖合で発生した垂直離着陸機MV二二オスプレイ(以下「MV二二」という。)の不待着水事故(以下「本件事故」という。)において、事故機に搭乗していた乗員は五名であり、その中行方不明者はいないと承知している。

二について

お尋ねの「オスプレイの機内に搭載されているものと同じフライトマニユアルまたは運用規程手順書」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、米軍のMV二二の機内にはかなる文書が搭載されるのかについては、政府として承知する立場にない。

三、四及び七について

お尋ねの「オスプレイのフライトマニユアル」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、一般に、米軍が保有するマニユアルの詳細については、政府としてお答えする立場にない。

五について

本件事故については、引き続き米側において調査しているところであり、政府としては、現時点での当該調査の進捗状況及び完了時期については承知していない。なお、米側における事故原因の調査報告書については、平成八年十二月二日の日米合同委員会合意では、米軍航空機の事故調査報告書の公表可能な写しの日本国政府への提供は、原則として、日本国政府による要請の日から六か月以内になされるものとされており、政府としては、米政府に対し、平成二十八年十二月十九日に本件事故に係る事故調査報告書の公表可能な写しを提供するよう要請したところである。

六について

本件事故については、引き続き米側において調査しているところであるが、政府としては、空中給油訓練の際にMC130の給油ホースが事故機のプロペラに接触した原因としては、夜間の空中給油という搭乗員の高い技能を要する

オペレーションが強風、乱気流といった気象条件下で行われていたという環境要因のほか、人的要因も複合的に重なって発生した可能性が挙げられると考えている。なお、この分析については、米側とも見解が一致したところである。八について

政府としては、本件事故の発生以降、本件事故の原因、対策等について米側との間で集中的かつ緊密に協議を行ってきたところである。

平成二十八年十二月十九日のMV二二の空中給油を除く飛行の再開については、米側から、本件事故は、空中給油訓練の際にMC一三〇の給油ホースが事故機のプロペラに接触したことによるものであり、集合教育、手順の確認及び地上におけるシミュレーターを用いた空中給油のシミュレーション等が完了した後に空中給油を実施すること、日本におけるMV二二の飛行を一時停止し、普天間飛行場に配備されているMV二二全機の機体構造、電気系統、エンジン、油圧機構等の飛行安全上の重要箇所全てについて点検し、問題がないことを確認していること等の説明を受けたところである。政府としては、この米側の説明につき、本件事故当時の気象状況、MV二二の機体構造、プロペラ損傷時に安全に着陸するための対応要領等についての防衛省・自衛隊の専門的知見に照らして確認し、当該説明について合理性が認められると判断したところである。

平成二十九年一月六日のMV二二の空中給油の再開については、現時点において、本件事故については、引き続き米側において調査しているところであるが、当時の天候は、夜間の空中給油を行うために許容される条件の範囲内で

平成二十九年三月八日 参議院会議録第七号

質問主意書及び答弁書

あったと承知している。政府としては、空中給油訓練の際にMC一三〇の給油ホースが事故機のプロペラに接触した原因としては、夜間の空中給油という搭乗員の高い技能を要するオペレーションが強風、乱気流といった気象条件下で行われていたという環境要因のほか、人的要因も複合的に重なって発生した可能性が挙げられると考えている。なお、この分析については、米側とも見解が一致したところである。

さらに、政府としては、米側から、空中給油訓練は、今後とも、陸地から離れた海域の上空でしか実施せず、陸地の上空では実施しないことも確認したところである。

その上で、政府としては、米側から得た情報等を踏まえ、当該接触を引き起こした要因についてあらゆる可能性を分析した上で、当該要因について、これまで米軍が空中給油の再開に向けてとってきた安全対策が適切なものとなっているかについて評価を行った結果、本件事故の原因となり得る人的要因及び環境要因を幅広く網羅する再発防止策が全て実施されたことを確認し、これらの対策は、防衛省・自衛隊の専門的知見及び経験に照らしても妥当であることから、安全に空中給油を再開する準備は整ったものと考えたところである。

九及び十について  
政府としては、本件事故において事故機に給油した給油機は、米空軍所属のMC一三〇であると承知しているが、当該給油機が米海兵隊所属の事故機に給油した理由については、米軍の運用に関することであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

質問主意書及び答弁書

十一について  
お尋ねの「オスプレイの低空飛行訓練、夜間飛行訓練や、オスプレイによるつり下げ訓練の実施回数」については、米軍の運用に関することであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

十二について  
MV二二については、そもそも、平成十七年に米国政府がその安全性・信頼性を確認した上で、量産が開始されたものであり、また、平成二十四年四月にモロッコで発生したMV二二の事故及び同年六月に米国フロリダ州で発生した垂直離着陸機CV二二オスプレイの事故の各調査結果の分析評価や平成二十四年九月十九日の「日本国における新たな航空機(MV二二)に関する日米合同委員会合意」(以下「合同委員会合意」という)等を総合的に勘案し、我が国におけるMV二二の運用については、その安全性を確認している。

また、平成二十六年に我が国も垂直離着陸機V二二オスプレイ(以下「V二二」という)を導入することを決定したが、その検討過程において、各種技術情報を収集・分析し、V二二が安全な機体であることを改めて確認している。

さらに、MV二二の運用については、政府として、合同委員会合意を遵守し、安全性を最大限確保するよう米側に申し入れており、米側においても、今後も合同委員会合意を遵守し、安全性を最大限確保する旨述べているところである。

質問主意書及び答弁書

金正男氏の死亡に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。  
平成二十九年二月十七日  
有田 芳生  
参議院議長 伊達 忠一殿

金正男氏の死亡に関する質問主意書  
北朝鮮の金正日元総書記の長男である金正男氏がマレーシアで死亡したことについて質問します。

一 政府は二〇一七年二月十三日にマレーシアのクアラルンプール国際空港で体調不良を訴え、死亡した北朝鮮国籍の男性が金正男氏であると認識していますか。そう認識しているならば、その根拠をお示し下さい。

二 政府は金正男氏が暗殺により死亡したと認識していますか。そう認識しているならば、その根拠をお示し下さい。

三 政府は北朝鮮がこれまでに実行した暗殺事件の中に、北朝鮮の工作員が直接手を下すのではなく、一般人を実行犯に仕立てて行わせた事件があったと認識していますか。そのような事件があったと認識しているならば、その事実関係を具体的に示して下さい。

四 政府は金日成氏にちなむ直系の人物が暗殺されたのは、金正男氏の暗殺がはじめてだと認識していますか。もしこれまでにほかの金日成氏直系の人物が暗殺されていると認識しているならば、その出来事が起こった日時と暗殺された人物の名前をお示し下さい。

五 政府は金正男氏の死亡によって北朝鮮の体制

にどのような影響があると分析していただけますか。その内容をお示し下さい。  
右質問する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出金正男氏の死亡に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出金正男氏の死亡に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては、政府として様々な情報に接しているが、情報収集の内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年二月十七日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問主意書

安倍内閣の最重要課題である拉致問題解決への取組状況について、平成二十五年から平成二十七年(以下「過去三年」とする)の拉致問題対策本

部事務局及び拉致被害者等支援担当室関係予算・決算(以下「予算・決算」とする)に関し質問いたします。

一 過去三年の予算・決算の(一)内閣官房共通費について、大事項より下位の各事項ごとに、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにして下さい。

二 過去三年の予算・決算の拉致問題対策本部経費について、非常勤職員手当、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、外国人招へい旅費、庁費、拉致問題対策庁費に分け、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにするとともに、職員旅費については、内国旅費、外国旅費別に明らかにして下さい。

三 前記二のうち、庁費について、使途及び目的を個別に分類して明らかにするとともに、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにして下さい。

四 過去三年の予算・決算の(一)内閣本府共通費について、大事項より下位の各事項ごとに、各年度の補正後予算額、決算額、不用額をそれぞれ明らかにして下さい。

五 過去三年の予算・決算の拉致問題対策情報収集・分析経費について、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、情報処理業務庁費、拉致問題対策庁費、拉致問題対策情報収集等活動費に分け、各年度の補正後予算額、決算額、不用額、予算執行率をそれぞれ明らかにするとともに、職員旅費については、内国旅費、外国旅費別に明らかにして下さい。

六 前記五のうち、拉致問題対策情報収集等活動費について、その使途、目的、活動成果、今後六の課題、不用額発生事由につき、政府の見解を

明らかにして下さい。

七 過去三年に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)第六条に基づき民間団体へ財政支援を行った実績について、相手方及び支援額を明らかにして下さい。  
右質問する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題対策本部事務局等の予算・決算に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「過去三年」の「予算・決算」の(一)内閣官房共通費の予算について、経費ごとに①名称及び②補正後の予算額をお示しすると、次のとおりである。

平成二十五年

①情報収集・分析体制の強化等経費 ②約九億五千万円  
①北朝鮮向け放送関連経費 ②約五千六百万円

①拉致問題理解促進経費 ②約八千五百万円  
①地域における拉致問題等対策経費 ②約千三百万円

①国際連携のための経費 ②約五千二百万円  
①事務局事務経費等 ②約九千六百万円

平成二十六年

①情報収集・分析体制の強化等経費 ②約九億九千九百万円  
①北朝鮮向け放送関連経費 ②約五千八百万円

①拉致問題理解促進経費 ②約一億九百万円  
①地域における拉致問題等対策経費 ②約千三百万円

①国際連携のための経費 ②約五千五百万円  
①事務局事務経費等 ②約九千六百万円  
平成二十七年

①情報収集・分析体制の強化等経費 ②約九億三千六百万円  
①北朝鮮向け放送関連経費 ②約六千九百万円

①拉致問題理解促進経費 ②約一億二千九百万円  
①地域における拉致問題等対策経費 ②約千三百万円

①国際連携のための経費 ②約五千五百万円  
①事務局事務経費等 ②約九千六百万円  
また、これらの経費の決算額及び不用額については、経費ごとに区分して計上しておらず、お答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねの「過去三年」の「予算・決算」の「拉致問題対策本部経費」について、お尋ねの経費ごとに①名称、②補正後の予算額、③決算額及び④不用額をお示しすると、次のとおりである。なお、職員旅費については、外国旅費を含むものとして計上している。

平成二十五年  
①非常勤職員手当 ②約千万円 ③約八百万円 ④約二百万円

<p>①諸謝金 ②約四千三百万円 ③約百万円 ④約四千二百万円</p> <p>①職員旅費(外国旅費を含む) ②約四千四百万円 ③約三千万円 ④約千五百万円</p> <p>①委員等旅費 ②約千百万円 ③約五百万円 ④約六百万円</p> <p>①外国人招へい旅費 ②約五百万円 ③約百万円 ④約四百万円</p> <p>①庁費 ②約五百万円 ③約二百万円 ④約三百万円</p> <p>①拉致問題対策庁費 ②約一億二千七百万円 ③約一億二千二百万円 ④約五百万円</p> <p>平成二十六年年度</p> <p>①非常勤職員手当 ②約千万円 ③約五百万円 ④約五百万円</p> <p>①諸謝金 ②約四千五百万円 ③約百万円 ④約四千万円</p> <p>①職員旅費(外国旅費を含む) ②約四千五百万円 ③約三千五百万円 ④約九百万円</p> <p>①委員等旅費 ②約千百万円 ③約七百万円 ④約四百万円</p> <p>①外国人招へい旅費 ②約五百万円 ③約百万円 ④約四百万円</p> <p>①庁費 ②約五百万円 ③約四百万円 ④約二百万円</p> <p>①拉致問題対策庁費 ②約一億五千三百万円 ③約一億四千九百万円 ④約三百万円</p> <p>平成二十七年年度</p> <p>①非常勤職員手当 ②約千万円 ③零円 ④約千万円</p> <p>①諸謝金 ②約二百万円 ③約百万円 ④約百万円</p>	<p>①職員旅費(外国旅費を含む) ②約四千五百万円 ③約四千万円 ④約四百万円</p> <p>①委員等旅費 ②約千百万円 ③約六百万円 ④約五百万円</p> <p>①外国人招へい旅費 ②約五百万円 ③約五百万円 ④約零円</p> <p>①庁費 ②約五百万円 ③約三百万円 ④約二百万円</p> <p>①拉致問題対策庁費 ②約二億千六百万円 ③約一億四千六百万円 ④約七千万円</p> <p>また、庁費については、全て拉致被害者及びその家族の支援を推進するための経費に充てられている。</p> <p>四について</p> <p>お尋ねの「過去三年」の「予算・決算」の「項」内閣本府共通費について、経費ごとに①名称、②補正後の予算額、③決算額及び④不用額をお示しすると、次のとおりである。</p> <p>平成二十五年年度</p> <p>①拉致被害者等給付金及滞在援助金 ②約千五百万円 ③約五百万円 ④約千万円</p> <p>①拉致被害者等生活相談等事務委託費 ②約千八百百万円 ③約四百万円 ④約千五百万円</p> <p>平成二十六年年度</p> <p>①拉致被害者等給付金及滞在援助金 ②約千五百万円 ③約五百万円 ④約千万円</p> <p>①拉致被害者等生活相談等事務委託費 ②約二千百万円 ③約三百万円 ④約千七百万円</p> <p>平成二十七年年度</p> <p>①拉致被害者等給付金及滞在援助金 ②約二億三千二百万円 ③約二百万円 ④約二億三千百万円</p>	<p>①拉致被害者等生活相談等事務委託費 ②約九千五百万円 ③約三百万円 ④約九千二百万円</p> <p>五について</p> <p>お尋ねの「過去三年」の「予算・決算」の「拉致問題対策情報収集・分析経費」について、お尋ねの経費ごとに①名称、②補正後の予算額、③決算額、④不用額及び⑤予算執行率をお示しすると、次のとおりである。なお、職員旅費については、外国旅費を含むものとして計上している。</p> <p>平成二十五年年度</p> <p>①諸謝金 ②約二千八百万円 ③約二千七百万円 ④約百万円 ⑤約九十六・〇パーセント</p> <p>①職員旅費(外国旅費を含む) ②約九千三百万円 ③約二千四百万円 ④約六千九百万円 ⑤約二十六・〇パーセント</p> <p>①委員等旅費 ②約四百万円 ③約四百万円 ④零円 ⑤百パーセント</p> <p>①情報処理業務庁費 ②約千三百万円 ③約千三百万円 ④約百万円 ⑤約九十六・一パーセント</p> <p>①拉致問題対策庁費 ②約二億三千五百万円 ③約一億二千万円 ④約一億千四百万円 ⑤約五十一・三パーセント</p> <p>①拉致問題対策情報収集等活動費 ②五億円 ③五億円 ④零円 ⑤百パーセント</p> <p>平成二十六年年度</p> <p>①諸謝金 ②約二千八百万円 ③約二千七百万円 ④約零円 ⑤約九十八・九パーセント</p> <p>①職員旅費(外国旅費を含む) ②約八千五百万円 ③約千四百万円 ④約七千万円 ⑤約十六・七パーセント</p>	<p>①委員等旅費 ②約四百万円 ③零円 ④約四百万円 ⑤零パーセント</p> <p>①情報処理業務庁費 ②約千四百万円 ③約千三百万円 ④約百万円 ⑤約九十六・一パーセント</p> <p>①拉致問題対策庁費 ②約三億二千七百万円 ③約二億二千百万円 ④約一億六百万円 ⑤約六十七・六パーセント</p> <p>①拉致問題対策情報収集等活動費 ②六億円 ③六億円 ④零円 ⑤百パーセント</p> <p>平成二十七年年度</p> <p>①諸謝金 ②約四千八百万円 ③約四千六百万円 ④約二百万円 ⑤約九十六・六パーセント</p> <p>①職員旅費(外国旅費を含む) ②約五千九百万円 ③約千六百万円 ④約四千三百万円 ⑤約二十七・五パーセント</p> <p>①委員等旅費 ②約四百万円 ③零円 ④約四百万円 ⑤零パーセント</p> <p>①情報処理業務庁費 ②約千四百万円 ③約千三百万円 ④約百万円 ⑤約九十六・一パーセント</p> <p>①拉致問題対策庁費 ②約二億八千万円 ③約一億三千二百万円 ④約一億四千九百万円 ⑤約四十七・一パーセント</p> <p>①拉致問題対策情報収集等活動費 ②六億円 ③約五億九千六百万円 ④約四百万円 ⑤約九十九・三パーセント</p> <p>六について</p> <p>お尋ねの「拉致問題対策情報収集等活動費」については、拉致問題の解決のために必要かつ有益な情報の収集を効果的かつ機動的に推進するために充てられる経費であり、その成果及び今</p>
---	---	---	--

後の課題については、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。七について

お尋ねの「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)第六条に基づき民間団体へ財政支援を行った実績」については、単独の予算項目として計上していないため、お答えすることは困難である。

南スーダンP.K.O.に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月十七日

牧山ひろえ

参議院議長 伊達 忠一殿

南スーダンP.K.O.に関する質問主意書

一 昨年十一月二十日、国連南スーダン共和国ミッション日本派遣施設隊第十一次要員が日本を出発し、十二月十二日から「駆け付け警護」等の新たな任務の遂行が可能となった。

南スーダンの情勢について、政府は、自衛隊が展開する首都ジュバは比較的落ち着いているとの認識を示しているが、アダマ・ディエン国連事務総長特別顧問は、政治的な対立で始まったものが完全な民族紛争になり得るものへと変質し、ジェノサイド(民族大虐殺)に発展するおそれがある旨指摘している。また、本年一月十三日、米国のパワール国連大使は、南スーダンのP.K.O.部隊が現地政府に移動を制限され、現地

政府の許可を得なければ市民保護もできない状況となっている旨明らかにした。

南スーダンの情勢はもはや落ち着いてきた情勢とは言えず、派遣された自衛隊が現地で意義ある活動を行うことは困難ではないか、政府の見解を問う。

二 南スーダンにおける国連平和維持活動をめぐり、陸上自衛隊の派遣部隊の昨年七月の「日報」に、首都ジュバの様子について「戦闘」という表現があることが判明している。しかも、現地の武力衝突について、「抗争」という表現が途中から「戦闘」に変わっていて、急速な治安情勢の悪化に対し現地の部隊が危機感を強めていたことがうかがえる。

一方、政府は「駆け付け警護」を任務に加える昨年十一月の南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更において、紛争当事者間で停戦合意が成立していることなどを定めた「P.K.O.参加五原則」が満たされている場合でも、「安全を確保しつつ有意義な活動を実施することが困難」な場合には陸上自衛隊の部隊を撤収する旨を明記している。

前記の七月の日報のような状況でも、同実施計画の変更における「安全が確保」されていると判断されているのか、政府の見解を明らかにされた。

三 昨年十二月二十三日、米国が国連安全保障理事会に提出した南スーダンへの武器禁輸を含む制裁決議案が、日本、中国、ロシアなど八か国が棄権したことにより否決された。日本政府は棄権の理由について、武器禁輸は実効性に問題があり、紛争を止める特効薬にはならない旨の説明をしている。武器禁輸はすぐに効く特効薬

にはならないかもしれないが、徐々にでも南スーダンへの武器の流入を防ぐことが、長期的に見て同国の安定に繋がるとの判断ができたのか、見解を問う。

また、日本の棄権については、決議案に賛成すれば現地の危機的状況を認めることになり、紛争当事者間の停戦合意などを定めた「P.K.O.参加五原則」に改めて疑問が突きつけられるため棄権したのではないかとといった意見や、現地の政府の反発を買えば自衛隊の危険度が高まりかねないため自衛隊の安全を優先して武器禁輸を回避したのではないかと指摘もある。決議案を棄権した真の理由は何か、政府の見解を問う。

さらに、過去、紛争地域への武器禁輸を求める国連の決議に、日本政府が反対しないし棄権した事例を挙げられたい。

四 政府は、前記一の第十一次要員の派遣に際し、現在支給されている一日当たり一万六千円の国際平和協力手当について、「駆け付け警護」に従事した場合には一日当たり八千円を追加支給することを決定した。さらに、「駆け付け警護」に従事した隊員に対する賞しゅつ金についても、現行の国際平和協力業務の最高授与額六千万円を九千万円に引き上げた。

「平和安全法制」の審議の際、政府は「平和安全法制」により自衛隊員のリスクが増大することはないと答弁していたが、危険やリスクが高まったからこそ国際平和協力手当や賞しゅつ金の額を引き上げたのではないのか。仮にリスクの観点からの引上げではないのだとしたら、何を理由に額を引き上げたのか、政府の説明を求めらる。

また、政府は、「平和安全法制」による新たな予算の増額はないとも答弁していたが、今回の手当や賞しゅつ金の引上げに関する予算措置については「平和安全法制」による予算の増額ではないのか、政府の見解を説明されたい。

右質問する。

平成二十九年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出南スーダンP.K.O.に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出南スーダンP.K.O.に関する質問に対する答弁書

一について

南スーダン共和国のジュバにおいて、平成二十八年七月に大規模な武力衝突が発生し、その後も地方部を中心に武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じており、治安情勢は厳しいと認識しているが、ジュバについては、今後の状況は楽観できず、引き続き注視する必要があるものの、現在は比較的落ち着いていると認識している。現時点においても、国際連合南スーダン共和国ミッションに派遣されている自衛隊の部隊は、治安情勢を注視しながら道路等の維持補修等を実施しており、また、我が国の活動は南スーダン共和国政府から高く評価されていることから、我が国として、安全を確保しつつ有意義な活動を実施することができていると考えている。

二について

御指摘の「南スーダン国際平和協力業務実施

計画の変更は、「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について」(平成二十八年十一月十五日閣議決定)により行ったものであり、お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について  
お尋ねの棄権の理由については、政府として、南スーダン共和国の平和と安定に資するかという観点から検討し、御指摘の国際連合安全保障理事会決議の採決に当たり、棄権したものである。

また、お尋ねの過去の事例については、御指摘の「紛争地域への武器禁輸」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について  
国際平和協力手当は、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質に鑑み支給されるものであり、賞しゅつ金は、自衛隊員が、一身の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となったときに、功労の程度に応じて授与されるものであるところ、平成二十八年十一月十五日に「南スーダン国際平和協力業務実施計画」(平成二十三年十一月十五日閣議決定)を変更し、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第六條第二項第二号イに規定する実施すべき国際平和協力業務として、同法第三條第五号ラに掲げる業務に係る国際平和協力業務を追加し、当該業務を新たな任務として付与することに伴って、

国際平和協力手当及び賞しゅつ金の充実を図ることとしたものであつて、このことは、御指摘のように「危険やリスクが高まったからこそ国際平和協力手当や賞しゅつ金の額を引き上げた」ものではない。

また、御指摘の新たな予算の増額はないとする答弁が具体的にどの答弁を指すのか明らかではないが、平成二十七年八月二十四日の参議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁を指すのであれば、当該答弁は、「基本的に、新たな法制により全く新しい装備が必要になつたり、装備や自衛官の定員あるいは防衛費の増強が必要になるということはありません」と述べたものであり、同実施計画に定められた国際平和協力業務を実施する上で必要となる国際平和協力手当及び賞しゅつ金の充実を図ることを否定するものではない。

医薬品の広告に関する再質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月二十日  
参議院議長 伊達 忠一殿  
川田 龍平

医薬品の広告に関する再質問主意書  
十兆円とされる医療用医薬品の国内市場がさらに拡大する現在、社会には様々な医薬品の情報があふれている。製薬会社が広告会社と契約を結んでいる例、広告会社やNPOが生活習慣病や感染症予防などの普及啓発の目的でシンポジウムを開

催する例、医療用医薬品の比較を行う雑誌記事、特定の医薬品の品名を挙げてその効果を紹介するTV番組やウェブサイト、さらには患者がSNSで特定の医薬品の効果を褒めるアフィリエイト広告など、日々、新たな広告手段が開発されている。

そこで、医療用医薬品の広告規制について質問(第百九十三回国会質問第一四号)をしたが、質問の意味するところが必ずしも明らかではないとして明確な答弁がなかつたので、再度以下の通り主旨を明確にして質問する。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十七条において、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限されている者、並びに同法施行規則第二百二十八条の十第二項において、広告を行つてはならないとされている者は、医薬品製造販売業者のみか。

二 一九八〇年十月九日付厚生省業務局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」第3の5医療用医薬品等の広告の制限の(一)において、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を行つてはならないとされている者は、医薬品製造販売業者のみか。  
右質問する。

平成二十九年二月二十八日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 伊達 忠一殿  
参議院議員川田龍平君提出医薬品の広告に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出医薬品の広告に関する再質問に対する答弁書  
一について  
お尋ねの「医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限されている者」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百五号。以下「法」という。)第六十七条第一項の規定に基づく厚生労働省令の定める制限その他の措置の適用の対象となる者(以下「対象者」という。)を指すものと考えられるところ、お尋ねの「広告を行つてはならないとされている者」とは、現行法令において対象者と同義であり、医薬品製造販売業者(法第十二条第一項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可を受けた者)をいう。以下同じ)に限られない。

二について  
先の答弁書(平成二十九年二月十七日内閣参質一九三第二四号)二についてでお答えしたとおり、都道府県等においては、医薬品等(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具をいう。以下同じ)の広告について、医薬品等による保健衛生上の危害を防止するため、法及び「医薬品等適正広告基準」(昭和五十五年十月九日付薬発第千三百三十九号厚生省業務局長通知別紙。以下「基準」という。)に基づき、個別具体的な事案に応じて指導取締りを行っているところであるため、一概にお答えすることは困難であるが、基準第三の五(一)に基づく指導の対象となる者は、医薬品製造販売業者に限られない。

畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月二十二日

小川 勝也

参議院議長 伊達 忠一殿

畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問主意書

命の源である食に対する国民の関心は高い。特に適切な飼養管理が薬剤耐性菌リスクを低減し食の安全性の確保に有用である観点や、倫理的消費(エシカル消費)を求める観点から、動物福祉以下「アニマルウェルフェア」というに配慮した飼育が海外で急速に広がっている。例えば欧州の複数の国やオーストラリア等でケージフリーの卵生産システムが半数以上を超えてくるなど、アニマルウェルフェアの五つの自由(飢えと渇きからの自由、苦痛、傷害又は疾病からの自由、恐怖及び苦悩からの自由、物理的、熱の不快感からの自由、正常な行動ができる自由)を目に見える形で達成しつつある。

わが国の畜産業においてアニマルウェルフェアを推進するためには課題が多いが、政府は外国人観光客の増加を目指しており、三年後に二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えている中で、前記五つの自由を担保したアニマルウェルフェアの考え方に基づく飼養管理システムへの早急な転換が必要な時期に来ていると考えられる。

以上に鑑み、政府のアニマルウェルフェアに対する考え及び今後の対応について質問する。

一 政府が把握している諸外国のアニマルウェルフェアの動向を示されたい。

二 わが国でのアニマルウェルフェアの推進において、「正常な行動ができる自由」が課題であることは、公益社団法人畜産技術協会策定の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」にも記載があるが、政府は「正常な行動ができる自由」の確保に向け、現状の飼養管理システムの改善を図るための計画を策定しているか。

三 政府は、わが国のアニマルウェルフェアの向上に達成すべき目標を設定しているか。また、その目標の達成時期はいつか。

四 平成六年に厚生省が都道府県宛に通知した「と畜場の施設及び設備に関するガイドライン」には、と畜場の新設及び改築等が行われる場合としつつも、係留所の要件として、「獣畜の飲用水設備が設定されていること」と記載されており、また公益財団法人日本食肉生産技術開発センターの「食肉処理施設家畜の取扱・処理改善指針」や国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約第七・五章でも飲用水設備の整備が必要とされている。しかし、わが国の牛と畜場の五〇・四％、豚と畜場の八六・四％では動物が清潔な水を飲む飲用水設備を整備していないとする調査結果もある。政府は、食肉処理施設に飲用水設備の整備を完了するための計画を策定しているか。また、その達成時期の目標はいつか。

五 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、参加するアスリートや海外からの観光客でも安心して食べられる、アニマルウェルフェアの五つの自由を担保した飼養管理システムで生産された畜産物を提供することが

望ましいが、これに関する政府の取組を示されたい。

六 二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、特にアスリートは有機食品にこだわることも多いと考えられるが、現在国内認証を得た有機畜産物の生産量は大変少ない。有機畜産物の調達確保に向けた政府の考え方を示されたい。

右質問する。

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小川勝也君提出畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川勝也君提出畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねについては、二十五年以降、国際獣疫事務局において、加盟国に対し義務を課すものではないが、「陸生動物衛生規約」における動物福祉に関する勧告が順次採択されていると承知している。また、網羅的に答えすることは困難であるが、例えば、欧州連合では、欧州連合指令に基づき、加盟国のそれぞれの法令において、家畜の動物福祉に関する事項が定められるべきこととされており、また、米国及びカナダでは、生産者団体によるガイドライン等において、家畜の動物福祉に関する事項が定められていると承知している。

二及び三について  
政府としては、動物福祉について、お尋ねの「計画」や「目標」は設定していないものの、御指摘の「正常な行動ができる自由」を含む動物福祉における「五つの自由」が全ての動物においての基本的な理念であることを踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五十五号)第二条第二項において、「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」ことが基本原則として規定されたことと認識しており、これを受けて、同法第七条第七項の規定に基づく産業動物の飼養及び保管に関する基準(昭和六十二年総理府告示第二十二号)において、この旨を一般原則として位置付けたところである。

また、政府としては、公益社団法人畜産技術協会が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」に基づく適切な飼養管理の推進を図るとともに、動物福祉への配慮に関する事項をその内容に含むものである農業生産工程管理の認証取得に取り組む農家に対する支援等を行っているところである。

四について  
と畜場については、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づき、公衆衛生の見地から必要な規制を行っており、と畜場が備えるべき構造設備の基準については、と畜場法施行令



(昭和二十八年政令第二百十六号) 第一条及び第二条において規定している。

御指摘の「と畜場の施設及び設備に関するガイドライン」は、と畜場の設置の許可を行う都道府県等に対して、新設、改築等が行われると畜場の構造設備に関する望ましい基準として示しているものであり、と畜場の獣畜の飲用水設備の設定は同令に規定する構造設備の基準に含まれるものではないため、政府として、その設定に関する具体的な計画を定めることは考えていないが、当該ガイドラインに沿ってと畜場の新設、改築等が行われるよう、都道府県等を通じて引き続き指導してまいりたい。

五及び六について  
二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における畜産物の調達及び提供の在り方については、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において検討されるものであり、政府としてお答えする立場にないが、現在、同委員会においては、畜産物の提供事業者に対し、動物福祉の考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられている畜産物の調達を義務付け、かつ、有機畜産物の調達を推奨することを検討していることと承知している。

政府としては、二及び三についてでお答えしたとおり、公益社団法人畜産技術協会が策定した「ニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」に基づく適切な飼養管理の推進を図るとともに、動物福祉への配慮に関する事項をその内容に含むものである農業生産工程管理の認証取得に取り組む農家に対する支援等を行っているところであり、また、有機畜

産物の生産に必要な施設の整備に取り組み農家に対する支援等を行っているところである。

加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十九年二月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿

有田 芳生

加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問主意書

北朝鮮に拉致された被害者の「家族会」とその支援団体である「救う会」(以下「民間団体」とする)が、今年中に拉致被害者全員を帰還させるため、日本の独自制裁の解除を見返り条件に北朝鮮との実質的協議を持つことに言及した新たな運動方針を決定しました。それに関して平成二十九年二月二十一日に加藤勝信拉致問題担当相が閣議後に行つた記者会見について質問します。

一 加藤大臣は民間団体の新たな運動方針について「政府としても(中略)真摯に受け止めて対応していきたいと考えております」と語りました。加藤大臣のこの発言のとおり民間団体の新たな運動方針を真摯に受け止めて対応するならば、政府は、拉致被害者全員を取り戻すための「見返り」として北朝鮮に対する日本の独自制裁を解除することを検討するつもりはありますか。検討するつもりがあるならいつまでに制裁解除を「見返り」とすることの可否を明らかにす

る予定ですか。具体的にお示しください。  
二 政府は、これからもストックホルム合意を維持していく中で拉致問題を解決していくことに変わりありませんか。

三 政府はこれまでの日朝交渉において、拉致被害者全員の帰国を求めたことがありますが、あるなら「拉致被害者全員」とは誰のことだと認識していますか。また、「全員」を具体的に把握できているのですか。できているならその根拠をお示しください。  
右質問する。

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出加藤勝信拉致問題担当相の閣議後記者会見に関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えています。いずれにせよ、政府としては、「対話と圧力」及び「行動対行動」の原則の下、拉致問題の解決に向け全力を尽くしていく考えである。  
二 について  
政府としては、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていく考えである。

三 について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えています。いずれにせよ、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。

那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十九年二月二十三日

参議院議長 伊達 忠一殿

糸数 慶子

那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問主意書

那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機の共同使用(以下「軍民共用」という)は、民間航空機の安全上重大な問題がある。那覇空港は、自衛隊の緊急発進等によつて絶えず危険な状態であり、最優先されるべき民間航空機の安全が脅かされている。  
本年一月三十日、那覇空港において自衛隊のF15戦闘機の前輪が外れ、滑走路上に停止した。同機が台車で牽引されるまでの約二時間滑走路が封鎖され、同日は四十四便が欠航し、最終的に約一万人の空港利用者に影響が出たとされる。また、本件については本年二月十五日に沖縄県議会で「那覇空港における自衛隊機によるトラブルの

再発防止に関する意見書」が可決され、政府に提出されている。

自衛隊が関係した那覇空港での事故としては、一九八五年に自衛隊機と民間航空機の接触で民間航空機のエンジンが破損した重大なケースがあるが、このほかにも自衛隊機のバンクや滑走路進入により滑走路閉鎖や離着陸のやり直しをする事態がたびたび起こっている。自衛隊機のバンクで那覇空港が一時閉鎖された二〇〇八年には、那覇市や豊見城市の議会が那覇空港の「民間専用化」を求める意見書を全会一致で可決した。「軍民の多様な航空機を管制する特異な状況を解消するためにも、那覇空港の民間専用化を早急に進めるべきである」と考える。

那覇空港の離着陸回数は二〇一四年度で約十五万四千六百回であり、一九八〇年度の約六万九千回から倍以上に増加している。一日当たりの離着陸回数は四百回を超え、第二滑走路が増設されるまで現在の滑走路をどう安全に運用するのかが重要な課題である。上空を米軍、自衛隊、民間の航空機が飛び、滑走路も自衛隊機と民間航空機が共同使用。さらに近年は格安航空会社の参入もあり、過密化が加速している。また、自衛隊のF15戦闘機の配備も二十機から四十機へと増え、E2C早期警戒機も配備されるなど、ますます危険な空港になっている。好調な沖縄観光を背景に航空各社はしのぎを削って沖縄路線に勝負をかけているが、安全性をおろそかにした経済発展はあり得ない。官民を挙げて滑走路の適正運用を目指すべきと考える。

今、大きな問題となっている那覇空港の軍民共用について、以下質問する。  
一 那覇空港における、過去五年間の自衛隊機及

び米軍機によるイレギュラー運航、重大インシデント及び事故の発生件数を、それぞれ示されたい。

二 前記の本年一月三十日の事故の発生から四日後にF15戦闘機の飛行が再開されたとのことであるが、再開された時点で同事故の原因は解明されていたのか。解明されていないにもかかわらずF15戦闘機の飛行が再開されたのであればその理由は何か。また、再開に当たり、地元自治体や住民への説明は行ったのか。さらに、今後同様の事故を生じさせないため、いかなる対策を講じているか。以上についての政府の見解を伺う。

三 平成二十九年二月二十五日に沖縄県議会が「那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書」を可決し、政府に提出しているが、これを受けて政府は今後沖縄県や地元住民に対し、具体的にどのような対応を行うのか、政府の見解を伺う。

四 自衛隊の使用する滑走路と民間の使用する滑走路は分離されるべきであり、那覇空港の需要増大に対しては、同空港の民間専用化を実現することにより対応すべきであると考えるが、政府の見解を伺う。

五 那覇空港における一時間当たりの滑走路処理能力を示されたい。また、一時間当たりの滑走路処理能力を超える時間帯の有無と頻度についても併せて示されたい。

六 平成二十九年一月二十日に統合幕僚監部が公表した「平成28年度3四半期末までの緊急発進実施状況について」によれば、南西航空混成団の平成二十八年度の第3四半期末までの緊急発進回数、既に同混成団の平成二十四年度一年間の

緊急発進回数の約二倍となっている。この五年間で、自衛隊機の緊急発進により、那覇空港での民間航空機の離着陸が中断された回数と、一回当たりの中断時間を示されたい。  
右質問する。

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員糸数慶子君提出那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出那覇空港における滑走路の民間航空機と自衛隊機との共同使用に関する質問に対する答弁書

一について

防衛省の集計によれば、平成二十四年四月一日から平成二十九年二月二十七日までの間、那覇空港における自衛隊機による航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号第七十六条第一項各号に掲げる事故(以下「航空事故」という。))は発生していない。また、当該期間中、同空港における自衛隊機による同法第七十六条の二に規定する事態(以下「重大インシデント」という。))は一件、滑走路を閉鎖する必要が生じた事案は七件発生している。

また、米軍機については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七

年法律第二百三十二号第三項の規定により、航空法第七十六条第一項及び第七十六条の二の規定は米軍機には適用されないが、当該期間中、同空港における米軍機による航空事故、重大インシデント及び滑走路を閉鎖する必要が生じた事案は発生していないと承知している。なお、当該期間中、天候不良のため米軍機が当初予定しなかった同空港への着陸を行った事案が五件あると承知している。

お尋ねの「イレギュラー運航については「イレギュラー運航発生に伴う通報要領(昭和五十二年二月十八日空航第百二十二号)」において、その対象が定められているが、民間航空機の運航を対象としており、自衛隊機及び米軍機の運航は対象としていない。

二及び三について

御指摘の事案(以下「本事案」という。))の発生後、航空自衛隊が保有するF15戦闘機の可動機全機について、本事案において不具合を生じた箇所と同一の箇所の入念な点検を行った結果、機体の安全性が確認されたため、防衛省としては、飛行停止の措置を講ずる必要がないと判断したところである。本事案の発生に至った原因については現在調査中であるが、今後このような事案が発生しないよう、原因を究明した上で、必要な再発防止策を講じてまいりたい。

また、本事案の発生後、速やかに関係地方公共団体に説明を行うとともに、その後も必要に応じて説明を行っている。

四について  
自衛隊が沖縄及びその周辺海空域において我が国の防衛や災害派遣等の任務を果たすためには、那覇空港以外に適当な飛行場がないことから、同空港の共用をやるべきではない。

五について

那覇空港における航空機の離着陸の方向、割合等を勘案して、標準的な発着可能回数として算定される一時間当たりの滑走路処理容量は十三回である。また、実際の航空機の離着陸の方向、割合等によつては、一時間当たりの離着陸回数が一時間当たりの滑走路処理容量を超えることはあるが、お尋ねの「頻度」については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

平成二十四年四月一日から平成二十九年二月二十七日までの間、自衛隊機による緊急発進により、那覇空港における民間航空機の離陸及び着陸を中断させたことはない。

「テロ等準備罪」に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年二月二十四日

牧山ひろえ

参議院議長 伊達 忠一殿

「テロ等準備罪」に関する質問主意書

「共謀罪」と同じ趣旨で、政府が創設を検討していることされる「テロ等準備罪」について、以下の通り質問する。

一 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「T O C条約」という。)を締結するには、「テロ等準備罪」の法制化が必要であると政府は説明している。国際連合はT O C条約を締

結するための「立法ガイド」(Legislative Guide for the United Nations Convention against Transnational Organized Crime and the Protocols thereto)を公表し、「重大な犯罪」について未遂より前の段階で処罰できるようにすればよい旨記述している。政府は「立法ガイド」のこの記述についてどのような所見をもっているか。

二 T O C条約を締結するにあつて共謀罪を設けた国家は二箇国のみとされている。政府は、包括的な「共謀罪」又は「テロ等準備罪」を法制化することがT O C条約を締結するための唯一の選択肢であると解釈しているのか、明らかにされない。

また、前記一の「立法ガイド」に照らすと、T O C条約により対策が必要とされる「重大な犯罪」のうち、現行の国内法には予備罪・準備罪が規定されていないものについて、個別に法改正する等の対応を行えば、T O C条約を締結するための要件を満たすことができるのではないかと、政府の見解を問う。

三 政府はT O C条約を締結するためには「長期四年以上の自由を剥奪する刑を科すことができる犯罪」全てを対象とすることが必要であり、対象犯罪を更に限定することはできない旨説明してきた。今回、政府は「テロ等準備罪」の対象を組織的犯罪と関連の深い二百七十七の犯罪に限定した法案を提出することを検討している旨の報道がされているが、対象犯罪を更に限定することはできないとしてきた今までの政府の説明とどのように整合性を取るのか、明らかにされたい。

四 既遂行為を処罰するのが日本の刑法体系の基本原則であり、「未遂」は特に法律で定められた場合のみ処罰される例外的なものとされ、「未遂」より前の段階である「予備」、「共謀」、「陰謀」は、「未遂」よりさらに例外的に、重大な犯罪に限って処罰する規定が設けられているのが現状である。

このような現状の刑法体系において、包括的な「テロ等準備罪」を法制化した場合、「テロ等準備罪」の対象となる犯罪について、実行着手前の「共謀」(計画)は罰するのに、実行着手後の「未遂」は罰しないという不均衡が生じる場合もあるのではないかと、そのような不均衡が生じる場合があることをどのように考えているか。

五 「テロ等準備罪」の対象を二百七十七の犯罪に限定したとしても、直接テロの手段となり得るとされる百六十七の犯罪以外の犯罪も「テロ等準備罪」の対象となることについて、政府は「テロ対策のための立法」という説明と矛盾しないと考えているのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出「テロ等準備罪」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出「テロ等準備罪」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「立法ガイド」のこの記述「及びT O C条約を締結するための唯一の選択肢」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連

合条約(以下「本条約」という。)第五条1は、犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪として、同条1(a)(i)が規定する行為であつて故意に行われたもの又は同(a)(ii)が規定する行為であつて故意に行われたものの一方又は双方を犯罪とすることを義務付けているところ、当該義務については、現行の国内法制で担保されていないことから、当該義務を誠実に履行するための新たな立法措置が必要であると考える。

また、本条約第五条1(a)(i)が「重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意すること」と規定していること等に鑑みると、お尋ねのような「現行の国内法には予備罪・準備罪が規定されていないものについて、個別に法改正する等の対応」によつて同条1(a)(i)が定める義務を履行することは適当でないと考えている。

三から五までについて

本条約第五条1(a)(i)に規定する行為を犯罪とする法整備については、同条1が定める義務を誠実に履行することを大前提として、過去の国会における御議論を踏まえ、テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々が処罰の対象とならないことを明確にし、また、重大な犯罪の合意に加えてその実行の準備行為が行われた場合に限り処罰の対象とするものとする等を考えているところであるが、現在、成案を得るべく法律案を検討中であり、当該法整備の具体的内容等を前提とするお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

全国の軍用基地に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年二月二十七日

参議院議長 伊達 忠一殿

伊波 洋一

全国の軍用基地に関する質問主意書

一 全国の軍用基地に関して

1 全国にある自衛隊及び在日米軍の基地(以下「軍用基地」という。)の使用について、日米合同委員会合意や、日本政府が関わった航空機についての飛行高度制限、飛行時刻制限及び飛行地域制限等に関する協定及び確認事項が守られているかを調査・検証したことがあるか。調査・検証したことがあれば、その内容を明らかにされたい。

2 軍用基地に係る航空機騒音コンターについて、航空機騒音に係る環境基準には住居専用地域はLden五十七デシベル(七十五WECPNL)の線引きと定められているにもかかわらず、Lden六十二デシベル(七十五WECPNL)の線引きのまま数十年間放置している理由を明らかにされたい。

3 日米地位協定によれば、軍用機による騒音被害に対する損害賠償金について、米国のみが責任を有する場合には、損害賠償金の四分の三は米国が分担することになっている。日本政府は、米国政府に対し、軍用機による騒音被害に係る訴訟で確定した損害賠償金の支払いを求めたことが何回あるか。それは、いつ、どのような形で行われたのか。また、米国が分担すべき損害賠償金の累計額はいく

らになつて居るのか。さらに、日本が米国に対して行う、米国が分担すべき損害賠償金の請求に時効は存在するののか。

二 横田基地に関して

米軍横田基地内を目標として行われている米軍の人員降下訓練、物資投下訓練の全てについて、米軍側から日本政府に対し、これらの訓練を行う旨の通告がなされているのか。また、これらの訓練を行うことができる根拠は何か、明らかにされたい。

なお、沖縄ではS.A.C.O最終報告に基づき「パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する」ことを日米合同委員会で合意し、この合意により訓練を実施している。

三 嘉手納アライバルに関して

二〇一〇年に日本側に管制業務が移行されたことになつて居る嘉手納アライバルが、沖縄本島周辺の空域は未だに米軍機優先の空域になつて居る。これは、那覇空港を利用する民間機が、米軍嘉手納基地が管理する嘉手納アライバルを避けて飛ばざるを得ないからである。現在、那覇空港を離着陸する民間機は、高度三百メートルの低空で約三十キロメートルの距離を飛ぶという、機体と異常が生じた際に安全に着陸できない危険飛行を強いられている。これらの事実を日本政府は承知しているのか。また、日本政府は、このような危険飛行を強いられている状態を解決するためどのような努力をしているのか。

四 小松基地に関して

1 航空自衛隊小松基地は、地元自治体等との間に、他の軍用基地にはない協定(「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」、いわ

ゆる十・四協定：一九七五年十月四日締結)を持つて居る。その第一項に「航空機騒音に係る環境基準について」に従つて公共用飛行場の区分第2種Bについて定められている期間内に速やかに環境基準の達成を期する」とある。

しかしながら、これまでの数次にわたる小松基地の騒音被害に係る訴訟において、「受忍限度を超えている」との司法判断が示されている。いわゆる十・四協定がありながら、未だ環境基準の達成がなされていないのはなぜか。

2 小松基地は、自衛隊及び在日米軍の再編に伴う軍用機の増強や機種変更、飛行回数増加等の変化があるにもかかわらず、一九八四年十二月以降、一度も航空機騒音コンターの見直しが行われていない。航空機騒音コンターの見直し計画があるのか明らかにされたい。計画があれば、見直しの時期や方法等について明らかにされたい。

3 小松基地周辺の住宅防音工事の施工によつて、航空機騒音に係る環境基準で定められている住居専用地域指定のLden五十七デシベル(七十五WECPNL)以下を達成している」と日本政府が説明している根拠は何か明らかにされたい。

4 二〇一六年六月の航空自衛隊新田原基地からのアグレッサー部隊移駐により、小松基地所属の自衛隊機は十機増えた。これにより「騒音が従来より二割程度増加する」と、小松基地の防衛担当者も小松市も認めているが、その騒音対策について日本政府は何ら示していない。航空機騒音による身体的・精神的

的健康被害も認められつつある今日において、新たな騒音を生じさせている現状について、どのような対策を講じるのか示されたらいい。

5 航空機騒音が人体に及ぼす医学的影響について、睡眠障害の程度が相当深刻であることや高血圧症発症リスクが増大することなどが被害者団体の調査において明らかとなっている。日本政府が、小松基地周辺の住民に与える騒音被害の実態調査をしているのであれば、その結果を明らかにされたい。また、小松基地周辺の騒音被害の実態調査を行う計画があれば、その具体案を示されたい。

右質問する。

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊波洋一君提出全国の軍用基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊波洋一君提出全国の軍用基地に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「調査・検証」の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛隊が使用する施設については、関係地方公共団体等との間に於いて当該施設に係る航空機の飛行高度、飛行時間、場周経路等に係る協定等を結んでいる場合、当該協定等に従つて施設の使用や航空機の運用を行っている。また、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合

衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)第二条1(a)の規定に基づき我が国に駐留する米軍の使用に供している施設及び区域(以下「在日米軍施設・区域」という。)については、日米地位協定第二十五条1の規定に基づいて設置された合同委員会において、航空機の飛行高度、飛行時間、場周経路等について定めた航空機騒音規制措置に関する合意等がなされている場合、当該合意等に従って在日米軍施設・区域の使用や航空機の運用が行われていると認識している。

一の2及び四の3について  
 四の3で御指摘のような説明をしているとの事実はないが、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定に基づく航空機騒音に係る環境基準について(昭和四十八年環境庁告示第百五十四号。以下「環境庁告示」という。)では、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)について、「第一 環境基準」において、専ら住居の用に供される地域においては、屋外でLden(時間帯補正等価騒音レベルをいう。以下同じ。)五十七デシベル以下とすることが規定されている。また、「第二 達成期間等」の一において、公共用飛行場等の周辺地域については、飛行場の区分ごとに環境基準の達成期間及び中間的な改善目標が定められており、例えば、第一種空港(成田国際空港を除く。以下同じ。)及び福岡空港については、環境基準の達成期間を「十年をこえる期間内に可及的速やかに」とするとともに、中間的な改善目標として「十年以内、六十二デシベル未満とすること又は六十二

デシベル以上の地域において屋内で四十七デシベル以下とすること」等が示されている。さらに、「第二 達成期間等」の三においては、「航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、一の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする」とされている。

他方、自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域については、環境庁告示の「第二 達成期間等」の二において、「平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする」とされている。防衛省としては、このような環境庁告示の趣旨を踏まえ、住宅防音工事の対象区域を定めるに当たっては、屋外でLden五十七デシベルを上回っている区域の中でもLden六十二デシベルを下回っている区域については、住宅防音工事を行わなくても一般的に住宅が有する防音性能により、先に述べた公共用飛行場等のうち第一種空港及び福岡空港の中間的な改善目標である屋内でLden四十七デシベル以下の騒音レベルになると考えられることから、当該区域は防音工事の対象区域とせず、屋外でLden六十二デシベル以上の区域を対象区域とすることとしているところである。

なお、平成十九年環境省告示第百十四号による改正前の環境庁告示では、現行の環境庁告示

におけるLden六十二デシベルは七十五WECPNL(加重等価継続感覚騒音レベルをいう。以下同じ。)と、Lden五十七デシベルは七十WECPNLと、Lden四十七デシベルは六十WECPNLと定められていたものである。

一の3について  
 米軍機による騒音に係る訴訟に関する損害賠償金等の日米地位協定に基づく分担の在り方(以下「本件分担の在り方」という。)については、我が国政府は米国政府に対して損害賠償金の分担を要請するとの立場で協議を重ねてきたが、本件分担の在り方についての我が国政府の立場と米国政府の立場が異なっていることから、妥結を見ていない。お尋ねの「米国が分担すべき損害賠償金の累計額」等に関する政府の考え方を含め、米国政府との具体的な協議の詳細については、これを公にすると同国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えたいが、いずれにせよ、政府としては、本件分担の在り方についての立場の相違の問題の解決に向け、今後とも努力していく所存である。

二について  
 お尋ねの「米軍横田基地内を目標として行われている米軍の人員降下訓練、物資投下訓練の全て」について、我が国政府に事前に通報が行われているかどうかは承知していないが、政府としては、事前に通報が行われているもの全てについて、関係地方公共団体に伝達している。

また、お尋ねの「これらの訓練を行うことができる根拠」については、政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約(昭和三十五年条約第六号)が、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍の我が国への駐留を認めていることは、別段の定めがある場合を除き、米軍がかかる目的の達成のため、訓練を含め、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としているものと考えている。一方、米軍は全く自由に訓練等を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることはいうまでもなく、米軍もこの点には十分留意して、安全面の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めているものと承知しているが、政府としては、我が国における米軍の活動について、必要な場合には、協議を行う等、適切に対応していく。

三について  
 御指摘の「危険飛行」の意味するところが必ずしも明らかではないが、那覇空港において離着陸する航空機のうち、南側へ離着陸するものの一に一部並びに北側へ離着陸するもの及び北側から着陸するものについては、嘉手納飛行場及び普天間飛行場において着陸する航空機との間に安全な間隔を設定するため、高度千フィートで飛行することとなる。

四の1及び4について  
 小松飛行場周辺においては、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等が頻繁に行われていることから環境庁告示に定める達成期間内に環境基準を

達成できていない状況であるが、防衛省としては、同飛行場周辺の航空機騒音により生ずる障害の防止等のため、消音装置の設置・使用、飛行方法への配慮等に努めるとともに、住宅防音工事に関する助成措置をはじめとする各種の騒音対策を行うことにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるよう努めているところであり、今後とも、同飛行場周辺の騒音状況を把握しつつ、住宅防音工事に関する助成措置をはじめとする各種の騒音対策の推進に努めてまいりたい。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第四条に規定する第一種区域、同法第五条第一項に規定する第二種区域及び同法第六条第一項に規定する第三種区域の指定については、指定から長期間が経過し、その間に配備機種が変更されたこと等により、必ずしも現状の騒音の状況を反映したものではなく、必ずしも現状の騒音の状況を反映したものではないこと等を踏まえ、全国的に見直しを行っているところであり、小松飛行場周辺の第一種区域等についても、今後、見直しを行っていく考えであるが、具体的な時期は未定である。

航空機騒音が人身に及ぼす影響についての調査は、防衛施設庁(当時)において、昭和四十六年度から平成元年度までの間、小松飛行場を含む複数の飛行場の周辺で実施しており、「航空機騒音が人体に及ぼす影響を因果関係として捉えることは極めて困難といえる」との調査結果を得ている。

また、政府としては、現時点において、この

ような調査を改めて行うことは考えていないが、今後とも、住宅防音工事に関する助成措置をはじめとする各種の騒音対策の推進に努めてまいりたい。

日朝合意と国民世論の支持に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十九年二月二十七日  
参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

日朝合意と国民世論の支持に関する質問主意書  
平成十四年九月十七日の日朝平壤宣言及び平成二十六年五月二十九日のいわゆるストックホルム合意に関し、日本国民がどの程度政府の方針を支持しているかについて、政府の認識を伺います。  
一 政府は、私が平成二十九年一月二十日付けで提出した「いわゆるストックホルム合意における各記述に関する質問主意書」(第九十三回国会質問第八号)に対する答弁(内閣参質一九三第八号。以下「この答弁書」とする)の「七」について「において、「北朝鮮との関係に関する政府の方針は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を実現していくというものである」として

政府は、この方針が日本国民からどの程度支持されているとお考えですか。また、日本国民からどの程度支持されているかについて、どの

ような方法で把握に努めているのですか。  
二 この答弁書の「八及び九について」において、「政府としては、御指摘のいわゆるストックホルム合意に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていく考えである」として

政府は、この方針が日本国民からどの程度支持されているとお考えですか。また、日本国民からどの程度支持されているかについて、どのような方法で把握に努めているのですか。  
三 この答弁書の「七」について「及び「八及び九について」にある政府の方針は、日本と北朝鮮との国交正常化が実現するまで変更しないものと理解してよろしいですか。また、日朝平壤宣言及びいわゆるストックホルム合意を日本の方から変更または破棄することはあるのですか。変更または破棄するとしたら、それはどのような状況に陥ったときですか。  
右質問する。

平成二十九年三月七日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
参議院議長 伊達 忠一殿  
参議院議員 有田芳生君提出日朝合意と国民世論の支持に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 有田芳生君提出日朝合意と国民世論の支持に関する質問に対する答弁書  
一及び二について  
お尋ねの「どの程度支持されている」の趣旨が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

三について  
お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた

安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
平成二十九年二月二十七日  
参議院議長 伊達 忠一殿 牧山ひろえ

安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)に関する質問主意書  
安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)は防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を奨励し、将来有望な研究を育成するため、平成二十七年に創設された。大学等の軍事研究に助成を行うこの制度について、平成二十七年予算に三億円、平成二十八年予算に六億円が計上され、平成二十九年予算案では百十億円と実に前年度の十八倍もの金額が計上されている。

我が国の科学者の代表機関である日本学術会議では、現在、「安全保障と学術に関する検討委員会」において、安全保障技術研究推進制度の創設を含む現下の状況の変化等を踏まえ、安全保障に関わる事項と学術のあるべき関係について我が国の学術界が採るべき考え方を検討している。本年一月二十三日の同委員会の「審議

経過の中間とりまとめ」では、同制度について

政府による研究への介入の度合いが大きいとの指摘がされている。また、軍事研究への加担を防ぐため、所属する研究者がこの制度に応募することを禁止する大学も現れるなど、同制度に反対する声も聞こえている。現に、同制度への応募数は、平成二十八年度が四十四件と前年度の百九件から急減している。

このような状況で同制度の大幅な拡充を行うのは時期尚早ではないか。同制度へのこれらの疑問や反対意見がある中で同制度の大幅な拡充を行うことについて政府の認識を伺う。

二 安全保障技術研究推進制度の予算を増額する財源があるのであれば、反対する声の聞こえる同制度に充てるのではなく、全ての研究者が躊躇無く使用できる学術研究や基礎研究の予算の増額に充てるべきではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 安全保障技術研究推進制度においては受託者による研究成果の公表を制限することはない旨が防衛装備庁のホームページに明記されている。しかるに、平成二十八年度の同制度の公募要領では、研究実施期間中の研究成果の公開について防衛装備庁への事前通知が必要とされている。このことから、同制度による研究において我が国の安全保障上の機密となるような成果が生ずることを政府が念頭に置いていることと推察される。

同制度による研究成果の公表を制限する可能性について、将来の可能性も含め、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出安全保障技術研究推進制度(ファンディング制度)に関する質問に対する答弁書

一及び二について

我が国の高い技術力は、防衛力の基盤であり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって、国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠である。とりわけ、近年の技術革新の急速な進展は、防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術、いわゆるデュアル・ユース技術を積極的に活用することが重要となっている。

安全保障技術研究推進制度は、こうした状況を踏まえ、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての研究を公募するものであり、政府としては、当該制度の積極的な活用を図る必要があると考えている。

なお、学術界における議論について、政府としてコメントすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「将来の可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、安全保障技術研究推進制度で得られた研究成果の公表を制限することはない。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三三六円 三〇円